

都留

市議会だより



第133号 平成16年11月1日発行

都留市議会事務局

山梨県都留市上谷一丁目1番1号
☎(43)1111 郵便番号402-8501

URL <http://www.city.tsuru.yamanashi.jp/>
E-mail gikai@city.tsuru.yamanashi.jp



さつまいも掘り（東陽保育園）

九月定例会会期日程

9月3日

本会議

（開会）

◎諸報告

◎会議録署名議員の指名

◎会期の決定

◎提出議案の市長説明及び

所信表明

◎専決処分の報告

◎議案及び請願の委員会付託

9月9日

本会議

◎一般質問

9月13日

総務常任委員会

社会常任委員会

9月14日

経済建設常任委員会

9月15日

決算特別委員会

9月16日

決算特別委員会

9月17日

決算特別委員会

9月24日

本会議

◎常任委員長報告

◎決算特別委員長報告

◎議案審議

◎選挙管理委員会委員及び

同補充員の選挙

（閉会）

九月定例会は、九月三日招集され、会期を二十四日までの二十二日間と定め開かれました。

この定例会では、市長の提出議案として、条例改正案四件、補正予算案四件、人事案件二件、承認三件、その他の案件一件、平成十五年度一般会計・特別会計決算、水道事業会計決算及び病院事業会計決算の認定案三件が提出され、原案どおりそれぞれ可決（承認、同意、認定）されました。

議会関係としては、請願二件、議員提出意見書案四件が上程され、慎重な審査の結果それぞれ採択・可決されました。

市長の所信表明



小林義光市長

た案件について、その概要を申し上げると共に、併せて私の所信の一端を申し述べ、議員各位並びに市民の皆様のご理解とご協力を賜りたいと存じます。

さて、日本経済は、現在、設備投資の増加、個人消費の持ち直しなどに支えられ、民間が主導する形で着実な回復が持続しており、「十年ぶりの日本経済の夜明け」と分析する経済関係者やアナリストも多く、堅調な景気回復へ大きな期待感が寄せられております。

また、市政推進にあたりまして、日頃から多大な協力とご尽力を賜り厚く御礼申し上げます。

本議会に提出をいたしました

問題に一つの区切りを示すシグナルであると考えられ、また、各種のマスコミ報道によりますと、企業の経営合理化や組織の規模の適正化が図られたことに伴い、企業経営の根幹をなす問題であるコーポレートガバナンス（企業統治）に対する経営者の意識が大きく変化してきており、このことは企業経営者が、日本経済の将来について前向きに考え、その姿勢も積極的な方向に傾いている証でもあります。

もちろん、この景気回復の大きな要因は、アメリカの景気拡大や東南アジア、中でも中国の経済成長に支えられていると考えられ、国内的には大企業と中小・零細企業、大都市と地方都市との間には、その勢いに大きな差が見られており、さらに、中国経済が成長軌道に乗った事で、アメリカ・中国という二大エネルギー消費国を基点に世界的レベルで、エネルギー需要が逼迫し、供給面でもイラクを中心とする中東情勢の不安定化も加わり、一段の原油価格の高騰が懸念されており、これによるアメリカ経済の反落や、現在、加熱状態にある中国経済の挫折などがあれば、我が国経済はその影響から免れま

せん。

このように、我が国の経済動向を左右する問題は、まだ数多く残されており、今後とも政府には、日本経済の再興に向けた抜本的な対策を講じることが期待するものであります。

また、去る八月二十四日に「全国知事会」・「全国市長会」など、地方六団体が提出した、平成十七・十八年度における三兆円規模の税源移譲に見合う、国庫補助負担金廃止の具休案、税源移譲や地方交付税のあり方、また、国庫補助負担金改革と車の両輪とも呼べる、国による関与や規制の見直しに関する具体例を含む「国庫補助負担金等に関する改革案」を真摯に受け止め、地方分権改革の本旨にかなった改革の推進を強く求めるものであります。

次に、現在、様々実施されております市制五十周年記念関連事業であります。七月三十日に開催いたしました、特別事業「夏期巡回ラジオ体操・みんなの体操会」におきましては、心配していただきました天候も何とかもちこたえ、都留文科大グラウンドには、約二千七百名を超える多くの市民の皆様のご参加をいた

き、市民の皆様のいきいきと、はつらつとした様子を、ラジオを通じて全国や海外に発信することが出来ました。

この事業の実施に、多大なご協力をいただきました「都留市体育協会・都留市体育指導委員」などを始めとする各種団体の皆様に、改めまして深く感謝を申し上げます。

なお、同じく市制五十周年特別事業として、九月二十五日・二十六日に、うぐいすホールと楽山球場において開催いたします、宝くじスポーツフェア「ドリームベースボール・名球会、OBクラブがやって来る」につきましても、多くの市民の皆様のご参加・ご来場を心よりお待ちしております。

また、一昨日行われました、ふるさと祭り大行列は、昭和五十八年に製作された「大名お駕籠」が、二十一年ぶりに修復され、装いも新たに巡行に加わると共に、四日市場生出神社の「宮本神楽」が、舞いと「とお神楽」を披露するなど、絢爛豪華な巡行が行われ、今さらながら城下町都留市の歴史の重みを再認識したところであります。

当日は、多くの見物客が訪れる中、盛大に開催すること

ができましたことは、ふるさと祭り実行委員会の皆様を始めとする、関係の皆様のご理解ご協力の賜と感謝申し上げます。

今後もこれら貴重な歴史的文化遺産を継承することを通じ、地域のアイデンティティを再確認すると共に、連帯感や帰属意識を高め、個性的で魅力的な、活力あふれる地域づくりを実践してまいりたいと考えております。

市町村合併について

都留市と道志村は、地方自治法及び市町村の合併の特例に関する法律に基づく、法定合併協議会への移行の準備段階として、本年三月十八日に、任意合併協議会を設置し、協議を重ねる中、これまでに、合併の方式、合併の期日、新市の名称、新市の事務所の位置などの、調整方針案について了承を得ると共に、都留市と道志村が合併した場合の将来像を示す「新市将来構想」を策定いたしました。

これを受けまして、住民の皆様はその情報を提供し、法定合併協議会への移行についてのご理解をいただくため、「新市将来構想」の概要版を両市村の全世帯に配布いたしました。

また、第一回住民説明会を、八月九日から二十六日までの間、都留市では九地区八会場、道志村では四地区四会場において開催いたしましたところ、両市村合せて、四百六十四人の住民の参加を頂きました。

説明会では、これまでの経過、合併協定項目、新市将来構想について、説明した後、参加者からの質問や意見を求めたところ、特に、道志村の各会場では、県道都留・道志線の時間短縮のための新トンネル建設問題が中心的な話題となりました。

去る八月三十日、任意合併協議会の第五回会議を開催し、法定合併協議会の設置についての協議をいたしました。道志村から「県道都留道志線の新トンネル建設問題のメドが立つ前に、法定合併協議会への移行は難しい」という申し入れがありましたので、これを受け入れ、継続審議といたしました。

そのため、これらの問題を解決するため、両市村が協同して県からの情報収集に努める中、新トンネル建設問題についての見通しを付けることとした一方で、本市においても、これらの問題を検討する

ため、庁内に「都留市・道志村アクセス道路検討班」を設置し、早急その方向性を検討することといたしました。

いずれにいたしましても、地方分権時代にふさわしい個性的で自律的な、連帯感あふれる地域社会を実現するため、両市村の将来像をしつかりと見据え、合併に関するあらゆる研究、協議を尽くし、最良の選択ができるよう取り組んでまいりたいと考えております。

つるアグリビジネス推進特区について

事業参入の申し込みがあり、地権者の了解を得ると共に、農業委員会より農地の借用についての許可が得られましたので、去る八月三十日、同社との協定書の調印を行い、「つるアグリビジネス推進特区」の第一号事業者の誕生となりました。

同社では、当面、市内小形山、戸沢、四日市場地区などの農地、約一ヘクタールを借り受け、有機野菜の生産と販売事業に着手することになっております。

今後、遊休農地の利活用を図ると共に、民間企業等の農業参入の支援に努める中、アグリビジネスの振興を図ってまいりたいと考えております。

福祉について

国におきましては、急速な少子高齢化の進行や、人々のライフスタイルの多様化、さらに経済成長の鈍化等による行政ニーズの多様化と増大、また、財政状況の悪化に対応するため、様々な分野において、構造改革が進められて来たところであり、

特に、障害者福祉、児童福祉、介護保険などの社会保障制度の改正に伴う、支援費や

介護給付費用等の大幅な増加が、国、地方の財政運営に大きな影響を及ぼすことが予想されることから、現在、さらなる制度の見直しに向けての検討が進められております。

このような中、本市におきましては、時代の変化に伴い複雑多様化する市民ニーズに応えるため、高齢者や障害者の方々が身近なところでより適切なサービスを享受できるように、通所・訪問サービス事業の拡大や受入体制の充実を図っているところであります。

まず、障害者の支援についてであります。昨年四月従来の「措置制度」に代わり障害者自らがサービス提供者と対等な立場で、契約を取り交わす「支援費制度」がスタートして以来、利用者の方々へ新たな制度の周知を図る一方、旧来の措置制度からの円滑な移行作業に努めてきたところであります。

しかし、新制度では、身体介護や家事援助のためのホームヘルプサービス、さらに就労支援に対する利用者の急増などにより、国庫補助金の予算不足が懸念されると共に、支援事業所や支援サービス体制の遅れ等の問題も顕在化しております。

本市といたしましては、市民が真の豊かさを実感できる「福祉のまちづくり」を目指し、策定いたしました「ケアアクションプラン」の中で、支援費制度を障害者の生活支援の核として位置づけ、現在、都留市社会福祉協議会デイサービスセンターで、障害者の受け入れを行うと共に、知的障害者の通所サービスの拡大や地域社会での自立生活を目的としたグループホーム事業の早期実施等について、県に対し要請してまいりました。

この結果、本年四月より宝地内において「自活訓練事業」がスタートし、現在十月からのグループホームの開始に向け諸準備が進められているところであります。

また、人々が持つ様々な特性や違いを超えて、誰もが暮らしやすい安全で快適なまちづくりを目指して、本年一月に「都留市ユニバーサルデザイン指針」を策定し、市公共施設への多目的トイレの設置、庁舎内案内板の整備など、全庁的・統一的にユニバーサルデザインの推進を図っているところであります。

今回、この事業の一環として、自治総合センターが実施する「共生のまちづくり助成

事業」の採択を受け、車椅子を使用する障害者を搬送することができ「多目的型福祉バス」を整備することといたしました。

このバスは、現在使用している福祉バス「みどり号」の後継車両として、市内外で実施される保健福祉関連の研修や事業などへの送迎車両として使用されるため、これまでは利用することが出来なかった車椅子を使用している障害者や高齢者の方の利用が可能となり、活動範囲の拡大が図られるものと期待するものがあります。

高齢者の支援について

ここに来て、介護保険認定者の数は予想を上回るスピードで増加しており、中でも痴呆症を原因疾患とした介護保険の対象者が急激に増加し、全体の約二割を占めている状況にあります。

このため痴呆性高齢者支援対策として、「痴呆性高齢者の早期発見・早期対応」のため、県のモデル事業を取り入れ、地域のネットワークづくりや専門医による相談窓口の設置、さらに「ものわずれ検査」事

業などを実施することにより、痴呆の早期発見・早期対応を図り、痴呆になっても地域で共に認め合い、共に支えあい、安心してその人らしい生活ができる地域社会の実現を目指してまいりたいと考えております。

また、中年期からの健康づくりや介護予防を推進するため、県の「高齢者グループ活動支援事業」を取り入れ、その活動の母体となる高齢者の生きがいと健康づくり推進会議を設置し、地域が主体となつて「ふれあい交流活動や文化活動」等を実施し、高齢者がその地域で、いきいきと活躍しやすい環境を整えてまいります。

さらに、地域との出会い・助け合いを大切にしながら共助の意識を高めていくと共に、高齢者自身がボランティア活動を始め、様々な社会貢献活動を実践し、地域社会で積極的な役割を果たしていけるよう、支援してまいりたいと考えております。

健康づくりについて

近年、わが国では、病気で死亡する方の大半が、がん、心臓病、脳卒中などの生活習慣病に起因しており、罹患率

も年々増加すると共に、罹患者の低年齢化が進んでおります。

この状況で推移した場合、成人はもろなること、未来を担う子供たちまでが生活習慣病となることが予想され、国民の健康のみならず、医療費の増大や労働力の低下など、我が国の社会・経済へ及ぼす影響が大変に危惧される状況にあります。

そのような中、本市では、健康のまちづくり「ウェルネスアクションプラン」行動計画に基づき、市民ひとり一人が心身共に健康で、生きがいを持って暮らせる地域社会の構築を目指し、各種施策に取り組んでいくところであります。

先日、厚生労働省が二〇〇六年を目処に、生活習慣病の予防に役立たせるため、健康診断の標準化に着手するとの報道がなされたところでありますが、本市におきましても生活習慣病検診を健康のまちづくりの重点施策の一つと位置づけ、生活習慣病の早期発見、早期治療を目的とした、生活習慣病検診を毎年実施しており、本年も六月七日から二十四日にかけて実施したところ、昨年を二百五十八人上回る三千七百五十六人の方が受

診されました。

特に早期発見、早期治療により治療が可能な胃がん、大腸がん並びに、肺がんなどの各種がん検診の受診者が大幅に増加いたしました。このことは市民の健康への関心の高まりと共に、昔は不治の病とされた、がんに対する認識が変わってきたものと受け止めております。

本市におきましては、健康診断のさらなる充実を図ると共に、検診結果を踏まえ疾病の早期治療指導や事後指導を実施し、疾病予防のための保健・健康相談、生活改善指導に、積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

また、介護保険財政や国保会計の健全化と安定化を図るための疾病予防や介護予防を重要課題と位置づけ、健康教育、訪問指導を始め、いきいきサロン・リハビリサロンのような諸事業を実施しておりますが、今後、事業の統一化・体系化を図り、利用者に分かりやすく、しかも効果的・効果的な推進に努めてまいりたいと考えております。



都留文科大 について

去る七月二十三日に開催された、文部科学省の中央教育審議会の大学分科会において、二〇〇九年と予測されていた「大学全入時代」の到来が、二年早まり二〇〇七年になるとの報告があり、このニュースは、大学関係者に大きな衝撃として伝わりました。

五年あったはずの猶予期間が三年に短縮され、大学淘汰の時代が現実のものとなり、いやおうなくその渦中に全ての大学が置かれることとなります。

しかも、この全入はあくまで数字上のことで、すでに新設校や短大に置いては学生確保が出来ない現実があり、昨年度、私立大学においては二十八パーセントが、短大は四十五パーセントが定員割れとなり、国公立においても例外ではなくなりつつあります。

このような状況から入試改革をはじめ、全ての面での大学改革が急務とされておりま

す。

都留文科大におきましては、これまで他大に先行し地方試験を全国十一会場において実施してまいりましたが、

今年度に入り、九州地区及び北海道地区の高校訪問を行い、受験生の動向を調査した結果、旭川市と鹿児島市において、受験希望者が見込めるとの見通しが立ち、二〇〇五年入試より試験会場を新設することといたしました。

全体の受験生が減少する中で、本学への受験生の減少に歯止めをかけるためには、より広いエリアから確保する手段を講じることが必要となります。

身近な試験会場の設置は、受験生の利便性や経済的な負担の軽減などに有効に作用し、新たな受験生の掘り起こしにつながると考えております。

今後、さらなる調査を行い、試験会場の新設や変更など、受験生のニーズに適切に対応してまいりたいと考えております。

次に、大学の新学部・新学科及び定員増への対応についてであります。

これについては、先の教授会において学科増設・再編のための検討委員会の設置が了承され具体的な検討に入ることとなりました。

内容についてであります。現在の社会学科を再編することにより、

現行の社会学科に新たに環境・地域系の学科（コミュニティ・環境創造学科）を増設しようとするものであります。

検討委員会において、具体的に新たな学科の目的と特色、将来のフィールド、取得資格や科目カリキュラムの内容について検討を行い、併せて、新たな学科への受験生が将来にわたり確保可能かどうか、専門の研究機関に調査委託し、この調査結果を受けて設置への作業を進めてまいります。

いずれにいたしましても、現在、大学は競争と選別を軸とする変革の時代の真っ只中にいます。

いくら大学は、競争原理に馴染まないと主張しても市場原理は冷酷に失格すべき大学を選別してしまいます。

リスクを恐れず、あらゆる可能性を検証し、抽象論に終始することなく大学改革に取り組んでまいりますので、ご理解とご協力をお願い申し上げます。

都留市立病院 について

本院は平成二年に開設以来、今年で十五年目を向えることとなりました。

この間、市民の皆様をはじめ、関係機関のご理解とご協力により増科・増床を重ね現在では、十二科・百四十床体制となっておりませんが、さらなる患者ニーズに応えるべく

昨年七月より、内科の午後診療を火曜と木曜の週二回実施し、さらに今年四月からは外科の医師による総合診療を、月曜・木曜・金曜の週三回、午後診療として開始するなど、

診療の充実を図ると共に、夜間出入口の「自動ドア」の設置等の施設整備を併せて行い、患者及び市民の皆様の要望や要請に応えた利便性の向上を図っているところであり

ます。

病院は、市民が健康で充実した生活を送るための保健医療の包括的な機能を持ち、患者の顕在的・潜在的ニーズを踏まえ、患者中心の医療を行う

ことが重要であります。

このため新たに、郡内の病院には標榜のない、呼吸器外科を新設し、早期発見・早期治療を目的とする肺ガン等の呼吸器疾患に対応してまいります。

また、介護老人保健施設「つる」につきましては、通所施設面積の変更に伴い、通所

定員を十名から二名増の十二名とし、通所リハビリを希望する地域住民の要望に応え、福祉サービスの向上を図ってまいりたいと考えております。

子どもの問題行動等 に対する地域における 行動連携について

子ども達が夢や目標を持ちにくくなり、規範意識や道徳心、自律心を低下させている現代社会において、学校における児童生徒のいじめ、暴力行為・非行などの問題行動や不登校が顕在化しております。

これらの問題行動等の原因・背景につきましては、家庭のしつけや学校の在り方、地域社会における連帯感の希薄化などの要因が複雑に絡み合い、発生していると考えられております。

このような、子どもの問題行動等への対応に当たって、学校においては、校長のリーダーシップの下、全教職員が協力し一貫した姿勢で臨むと共に、学校、家庭、地域社会、関係機関と積極的に連携を図って対応し、また、子どもの早期からの心のサインを見逃さず、悩みや不安を受け止める相談体制を整備することな

どが大切であります。

本市では、子ども達に「生きる力」を育むため、創意と工夫に満ちたきめ細かな指導、社会性や豊かな人間性を育むための「心の教育」の実践、さらに、スクールカウンセラーの活用及び「中学校生徒指導者連絡協議会」による生徒指導の対策強化などを積極的に行うと共に、本年五月には、学校教育と社会教育が一体となつて子どもの教育に取り組む「子ども協育連絡協議会」を設立するなど、各種施策を総合的に展開しております。

こうした取り組みの一層の推進を図るため、本年度文部科学省から、問題行動に対する地域における「行動連携推進事業」といたしまして、「サポートチーム等地域支援システムづくり推進事業」の指定を受け、平成十七年度までの二年間、本事業の実践的な調査研究を行っていくことといたしました。

この事業は、問題行動等を起こす個々の児童生徒に着目して、的確な対応を行うため、学校や教育委員会、関係機関等からなる「サポートチーム」を、組織して指導助言に当たるなど、地域ぐるみで取り組んでいくものであります。

本市では去る六月三十日に、学校、教育委員会及び都留警察署、都留児童相談所、保護司、民生委員、主任児童委員、都留文科大教員等関係機関の代表者からなる、「都留市児童生徒支援サポートチーム協議会」を設置し、問題行動等を起こす児童生徒に関する情報交換・学習指導・生徒指導・教育相談などの支援、保護者及び学校への援助などの活動、また、問題行動等により被害を受けた児童生徒の支援を行うため、必要に応じて機動的にサポートチームを組織できるような実施体制を整備いたしました。

また、この実施体制に係る事務局（教育委員会学校教育課）に、関係機関の連絡調整及び諸会議の運営、問題行動等を起こす児童生徒に対する、個別指導計画の策定及び支援などを行うための指導員を配置したところであります。

今後、児童生徒の問題行動等への対応にあたりましては、学校と関係機関との間で単なる情報の交換だけではなく、学校と地域社会、関係機関とが相互に連携して一体的な対応を行う「行動連携」のシステムづくりが必要であり、こうした実践活動を通して、児童

生徒の問題行動等を防止してまいりたいと考えております。

子どもの居場所

子どもづくりについて

文部科学省では平成十六年度から三カ年計画で、未来の日本を創る心豊かでたくましい子どもを、社会全体で育てるため、学校等を活用して子ども達に、安全・安心な居場所を設け、地域の大人を指導員として配置し、放課後や週末におけるスポーツ、文化活動など様々な体験活動や地域住民との交流活動を支援するため、「地域子ども教室推進事業」を、全国四千校を対象に実施しております。

このため、本市におきましては、東桂地域協働のまちづくり推進会の中に、「桂 子ども教室」を開校し、東桂小学校・東桂中学校・東桂コミュニティセンターを居場所に、これまで「絵画・絵手紙」・「ものづくり(陶芸)」・「自然体験」・「遊び」・「囲碁・将棋」・「料理」の六分野に五十二名の小中学生が参加しております。

現在は東桂地域において、大人や都留文科大学生が指導者となつて、学年の異なる子

どもたちが自由に遊び、まなび、ふれあえる活動の場として、地域の方々との交流が活発に行われているところでありますが、今後、さらに全校区に子どもの居場所づくりを開設するための検討をしてまいりますと考えております。

都留市博物館

ミュージアム都留

について

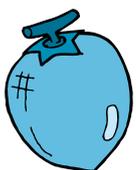
本市の歴史や文化等を、特別展や企画展を通じて紹介し、多くの方々に親しまれ愛されている「ミュージアム都留」では、四月の企画展において、都留市の生誕から今日までの五十年の歳月を写真、資料などで分かり易く、興味深く紹介した「都留市誕生五十年の歩み」を、また、六月には能の幽玄な世界を彩る「能装束展」を、市民の企画により開催し、我が国が世界に誇るべき伝統文化を楽しんでいただきました。

また、夏休み期間中には子ども達が、物の仕組みに対する興味や手作りの温かみ、完成の喜びを体験することが出来る「チルドレンズミュージアム」を開催し、子どもたちが新鮮な感動を与えることが

出来ました。

さらに、現在、誰もが安全・安心・快適に暮らせるよう物、町、環境などをデザインする「ユニバーサルデザインコーナー」を開設し、本市における指針や今後の取り組みを紹介する一方で、本市が江戸時代の前期、谷村藩秋元家の城下町として輝いていた時代に光を当て「谷村城下町とその時代を彩る文化」と題した特別展を開催しております。

特に、今回の企画は、秋元氏の文化的足跡やゆかりのある人物に着目し、狩野常耀の作品である「虎溪三笑図」や秋元泰朝が日光造営奉行として活躍した縁による「天海大僧正画像」また、秋元家と武家茶道のつながりによる「茶器・茶入」など四十五点からなる貴重な文化的資料を展示し、文武の歴史と雅な大名文化を紐解いておりますので、一人でも多くの皆様に鑑賞していただき、本市の先人達が営々と築いてきた歴史や伝統・文化の重みや深さを堪能していただければ幸いです。



平成15年度

各会計決算を認定

九月三日の本会議において、認第一号平成十五年度山梨県都留市各会計歳入歳出決算認定の件及び認第二号平成十五年度都留市水道事業会計決算認定の件並びに認第三号平成十五年度都留市病院事業会計決算認定の件、三件が、同日の本会議において設置された決算特別委員会に付託され、九月十五日から十七日の三日間にわたり審査が行われました。

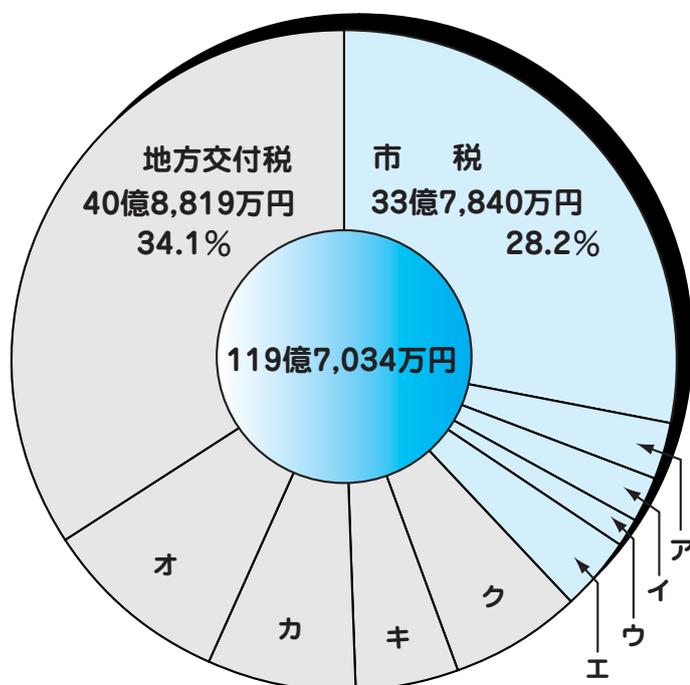
決算特別委員会での審査結果は、九月二十四日の本会議で、小林歳男委員長から「審査の過程において指摘された数々の要望あるいは意見を今後の予算編成及び予算執行に反映されるよう望み、付託された議案については、原案のとおり認定すべきものと決定されました」と報告され審議の結果、認第一号、認第二号、認第三号はいずれも認定されました。

特別会計

(単位 万円)

会計区分	歳入	歳出	差引残
都留文科大学	383,772	375,722	8,050
国民健康保険事業	260,264	260,045	219
簡易水道事業	28,734	23,938	4,796
住宅新築資金等貸付事業	3,394	3,394	0
老人保健	261,124	261,124	0
下水道事業	133,788	131,418	2,370
温泉事業	9,296	9,296	0
介護保険事業	133,682	132,490	1,192
介護保険サービス	134	86	48
財産区	1,629	562	1,067

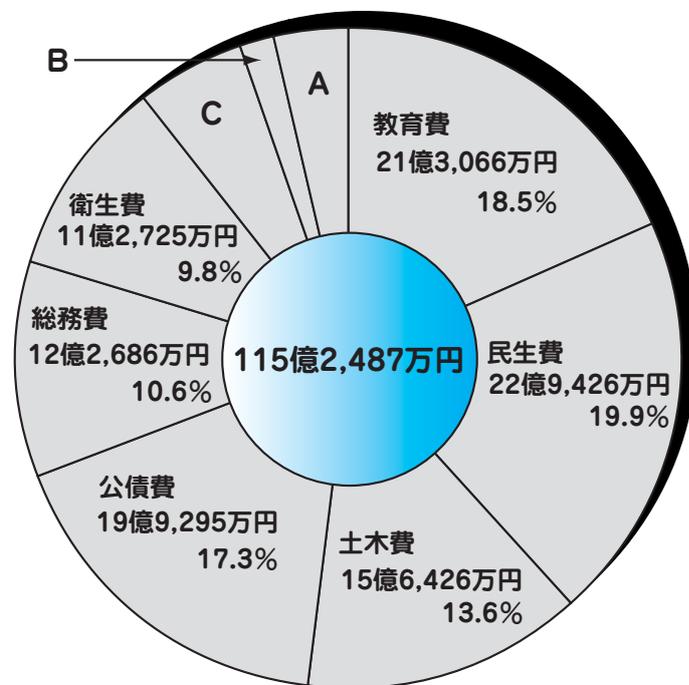
歳入



- 自主財源
- ア. 分担金及び負担金 3億5,068万円 2.9%
 - イ. 使用料及び手数料 2億6,046万円 2.2%
 - ウ. 繰入金 1億6,592万円 1.4%
 - エ. その他 4億1,624万円 3.5%

- 依存財源
- オ. 市債 10億8,260万円 9.0%
 - カ. 国庫支出金 8億7,285万円 7.3%
 - キ. 県支出金 5億8,109万円 4.9%
 - ク. その他 7億7,391万円 6.5%

歳出



- A. その他 3億9,963万円 3.5%
- B. 農林水産業費 1億9,671万円 1.7%
- C. 消防費 5億9,229万円 5.1%

議案議決結果

市長提出

9月定例会

承第13号	専決処分の承認を求める件（都留市営住宅条例中改正の件）	9月 3日	承認
承第14号	専決処分の承認を求める件 （平成16年度山梨県都留市一般会計補正予算（第3号））	9月 3日	承認
承第15号	専決処分の承認を求める件 （平成16年度山梨県都留市温泉事業特別会計補正予算（第1号））	9月 3日	承認
議第56号	都留市手数料条例中改正の件	9月24日	可決
議第57号	都留市老人医療費助成金支給条例中改正の件	9月24日	可決
議第58号	都留市都市公園条例中改正の件	9月24日	可決
議第59号	都留市病院事業の設置に関する条例中改正の件	9月24日	可決
議第60号	市道の路線の認定の件	9月24日	認定
議第61号	平成16年度山梨県都留市一般会計補正予算（第4号）	9月24日	可決
議第62号	平成16年度山梨県都留市都留文科大学特別会計補正予算（第2号）	9月24日	可決
議第63号	平成16年度山梨県都留市下水道事業特別会計補正予算（第2号）	9月24日	可決
議第64号	平成16年度都留市病院事業会計補正予算（第1号）	9月24日	可決
認第1号	平成15年度山梨県都留市各会計歳入歳出決算認定の件	9月24日	認定
認第2号	平成15年度都留市水道事業会計決算認定の件	9月24日	認定
認第3号	平成15年度都留市病院事業会計決算認定の件	9月24日	認定
議第65号	公平委員会委員の選任について同意を求める件	9月24日	同意
諮問第1号	人権擁護委員の推薦について意見を求める件	9月24日	同意

議員提出

議員提出意見書案第6号	甲府地方法務局都留支局の甲府地方法務局大月出張所への統合に伴う庁舎移転に関する意見書	9月24日	可決
議員提出意見書案第7号	容器包装リサイクル法の見直しを求める意見書	9月24日	可決
議員提出意見書案第8号	地方分権推進のための「国庫補助負担金改革案」の実現を求める意見書	9月24日	可決
議員提出意見書案第9号	地球温暖化防止のための森林吸収源対策の確実な推進を求める意見書	9月24日	可決

一般質問

九月九日の本会議において、次の議員が一般質問を行いました。



内藤 季行 議員

○広報紙への

広告掲載について

○地域エネルギー

ビジョンについて

○地上デジタル放送

について

広報紙への広告

掲載について

問

現在、日本経済の動向は、各企業の経営合理化や組織の規模等の適正化などにより若干ではあるがプラス成長を予想し、また経済指標に改善の兆しがやや見られるといったところでありますが本格的な回復にはまだまだ時間を

とは、自治体にとっては重要であり、ある意味ではアイデア勝負の時代でもあります。

さて、見出しの広報紙などへの広告掲載ですが自治省の地方自治関係の実例凡例では広報紙への広告料は私法上の問題であり法的には何ら差し支えがないとのこと。各自治体の判断によって任せられているようです。

現在、全国では約三百の自治体が広告を掲載しており山梨県内の自治体ではありませぬが神奈川県では横浜市をはじめ、かなりの自治体が広告を掲載しており、近くでは相模湖町や城山町が載せております。広報紙に広告を掲載することは、そのスポンサーにしてみれば高いメリットがあります。広報紙は市内全戸配布であり広報の内容も充実しており高い信頼度があります。

しかしながら公共刊行物という性格を有している点から掲載に当たっては内容の規制を



行い広告を選定することも必要になってくると考えられますが、地元商工業者を市民に宣伝することにより商工業の振興・育成などに十分役立つものと思えますが、本市ではどうか、お考えをお聞かせください。

答

現在、我が国においては、地方自治体が地域のニーズに的確に応じた行政サービスを、自らの責任と判断で実施すると共に、地方財政の透明性を向上させることにより受益と負担の関係を明確にさせることを目的とした、国庫補助金の廃止、縮減、地方交付税の見直し、税源移譲の三位一体の改革が進められております。

しかしながら、その一般財源化される補助金は、その性格を勘案しつつ、これまでの八割程度を目安とし義務的な事業については、徹底した効率化を図った上で、その必要の全額を移譲するとの方針が示されております。

このことは、財源の自由度は増すが、総体的には減額になることを意味しており、今後地方自治体は、事業の経済性・効率性・有効性に常に留意して、一層の歳出の抑制を図ると共に、歳入の増加に知

恵と工夫をしほる行財政経営をすることが求められております。

ご質問の広報への広告掲載につきましては、自主財源を確保するための手段として「第三次行財政改革大綱」の中で掲げられております。

その実施状況を見ますと県内では、まだその事例はなく、全国的に見ても少なく、比較的、広告掲載対象の大きい大都市に多くみられる状況であります。自主財源確保のため、今後の重要手段でありますので、今後、広告を出す希望を持つ企業の数の把握、また、公共媒体として広告掲載企業の選択基準の策定などに取り組み、前向きに検討してまいりたいと考えております。

また、広報紙に限らず、市で使用している封筒や市税の納入通知書、水道メーターの検針票、ポスター、パンフレット、公用車などについても、その可能性を検討してまいりたいと考えております。



地域エネルギー ビジョンについて

問 過日、議員研修において熊本県の玉名市役所に伺いました。研修プログラムに

「玉名市・新エネルギーの導入に向けた基本方針施策」の項目がありました。詳しい説明を求めたところ、風力や太陽光など自然エネルギーを活用した「自然にやさしい快適な生活環境づくり」を積極的に取り込んでいるとのことでした。

本市におきましても持続可能な循環社会の構築というところで平成十一年に「都留市環境保全行動計画」人・まち・自然にやさしい「グリーンアクション」の策定、平成十三年には「都留市地球温暖化策定実行計画」を、さらに地球環境に優しいクリーンな新エネルギーである太陽光・バイオマス・燃料電池・小水力など「都留市地域新エネルギービジョン」を平成十五年に策定し新エネルギーの導入を、いきいきプラザ内の福祉作業所・禾生第二小などに太陽光発電システムやハイブリッド太陽灯を設置、本年度は都留文科大前駅広場に風力と太陽光発電による時計台と



照明二基を設置することですが、今後も積極的に取り組んでほしいと思います。

そこで、私が提案するのは玉名市が具体的に取り組みをしております太陽光発電設備を備えた街路灯や街灯の設置を本市も順次導入したらどうかということですが、この街灯の照明部分は白色LED（発光ダイオード）で、ご承知の通り白色LEDは電子部品の素子であり、半永久的で熱をもたないことや明るいが少ない電力で使用ができることです。

ここで詳しく調べた事についてお話しします。この街路灯はソーラー発電により十分街路灯の機能を果たすことができ一日充電すると夜間七時間使用で五日～六日間の使用が

可能だそうです、また電子部品素子の集合であるLEDアレーは熱を発生させないので場所を選ばず安全であり現在、信号機が電球からLEDに変わって使用されております。またLED街路灯は直光や散光の設定・光源の調整ができること、またセンサーを付けることにより人が近付くと明るさを増すように設定することも簡単にでき、また虫が寄りません。また、報告されております。

そこで、当市の月見ヶ丘地区から古川渡地区までのバイパスにたくさん街路灯が設置されておりますが周りに水田が多く五月～九月までの夜間（九時以後）は稲の生育が悪くなるため消灯されております。この消灯されていることについて学校関係者・都留二中・桂高校父母や健康のためウォーキングをされている方々より防犯上のことについて強くご意見をいただいているところありますので、農業に従事している方と防犯上の方々の解決の糸口として、また街づくりの今後の課題として白色LEDの街路灯設置を望みますが本市のお考えをお伺いいたします。

答 本市では、目指すべき地域社会像のひとつに「持続可能な定常社会」を掲げ、

また、五つの行動計画のひとつとして環境の保全と創造のためのプラン、人・まち・自然にやさしい「グリーンアクション・つる」を体系付け、平成十一年四月には「都留市環境保全行動計画」を、十二年七月には「まちをきれいにする条例」を、制定すると共に、十三年三月には「都留市地球温暖化対策実行計画」を、十四年四月には「都留市グリーン購入調達方針」を策定し、

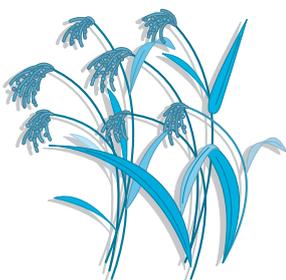
緑化推進やエネルギー等の使用量の削減、さらに低公害車の導入やリサイクル用品の購入などを促進すると共に、住宅用太陽光発電システム補助制度及び家庭用生ゴミ処理機補助制度の創設等の諸施策の推進に努めて来たところであり、

さらに、平成十五年二月には、地球環境に優しいクリーンな新エネルギーである太陽光、バイオマス、燃料電池、また、地域特性に合った自然エネルギーである小水力等の賦存量を調査し、都留市における新エネルギー導入の促進及び新エネルギーへの意識啓発を図るため、「都留市地域新

エネルギービジョン」を策定致しました。

この内、太陽光につきましては、いきいきプラザ内の福祉作業所に太陽光発電システムをまた、戸沢の森和みの里にソーラー時計を設置すると共に、啓発・社会教育用のモデル設備として昨年度、禾生第二小学校に、グリーン電力基金の環境教育目的用発電設備成制度を活用して、最大五十五Wの風力と太陽光発電によるハイブリッド太陽灯を設置いたしました。

また、本年度は、都留文科大前駅の駅前広場整備に伴い、環境省の補助事業を導入し、風力と太陽光発電によるハイブリッド時計台一基、照明二基を現在工事発注し、十月末の完成を予定しており、今後も地域内に賦存する資源を活用した新エネルギーを積極的に導入し、地球環境問題への継続的な取り組みを図ってまいりたいと考えております。



お尋ねの白色LED（発光ダイオード）の街路灯設置についてですが、この街路灯は白熱電球や蛍光灯に変わり得る高効率で高輝度な発光特性を持ち、消費電力は、同じ明るさの電球の約十分の一、蛍光灯の二分の一と省エネ効果に大変優れており、長寿命、小型、軽量などの特長を持っており、現在、熊本県玉名市、山口県宇部市などの地方公共団体に導入されているところでもあります。

また、市道四日市場古川渡線の街路灯についてですが、この街路灯は、平成九年に夜間の歩行者及び通行車両の安全を図るために二十八基を設置したところであります。しかし、この道路周辺は、現在稲作が行われている箇所もあり、夜間の照明は水稲への成熟に影響が出るなどとし、自治会及び耕作者より一部消灯の申し出があり、稲の生育に影響する六月から九月まで四ヶ月間は、十三基を消灯し水稲への配慮を行っているところでもあります。

しかしながら、その一方では防犯の面から、街路灯を消さないでほしい旨の要望もあり、現在、互いに譲歩できる

方策について、検討を重ねるところであります。

その解決策の一つとして、「本街路灯を白色ダイオード街路灯へ取り替えてはどうか」との提案であります。この街路灯は耐用年数がまだ二十数年程残っており、現時点での取り替えは難しいものと思われませんが、研究課題とさせていただきます。今後、他の場所へ新設される街路灯に、設置が可能かどうかにつきまして、その特色や経済性を十分に調査・研究し、前向きに検討してまいりたいと考えております。

地上デジタル放送について

問 来たるべく地上デジタル放送開始にともない今後の本市の対応について質問します。身近な放送・通信ネット



トワークとして大きく広がるケーブルテレビやインターネット。

世界最先端のIT国家となることを目標とした基本政策「e-Japan戦略」により超高速ネットワークインフラの整備及び競争政策・電子商取引ルールと新たな環境整備・電子政府の実現・人材育成の強化の四つの重点政策が策定されました。さらに、これらを具体化し高度情報通信ネットワーク社会の形成のために政府が迅速かつ重点的に実施すべき施策を明示した「e-Japan重点計画」が決定されています。

ケーブルテレビは放送・通信の総合メディアとしての特性を生かし「e-Japan重点計画」にある二〇〇五年までに少なくとも三千万世帯が高速インターネット網に常時接続可能な環境を整備するとした目標の実現に進んでいます。こうした中、本市や山間地の多い県などでの情報格差（デジタルデバイド）解消の武器として日本のIT戦略に欠かせない重要な柱と位置づけられる地上テレビ放送のデジタル化においてはメディア全体のデジタル化を円滑に進めていく上でケーブルテレビ

のデジタル化は重要であると考えられています。

ご承知の通り放送の特徴としては高画質、高音質・番組の選択が簡単・データ放送・高齢者や障害者にやさしい・地域情報・双方向と、いままでになかったテレビによる新しいライフスタイルが生まれることが期待されます。

その中で特に国・県・市からのリアルタイムで情報が取得できることは、地震や風水害・火災等が発生したとき、また予想される場合の身体・生命を守る中で本市の防災無線放送と合わせ強度な防災ネットワークの構築が図られると思います。また国においても社会基盤の整備が求められる中、総務省、農林水産省、経済産業省、国土交通省も振興や支援策を実施しているところでもあります。

本市にあります都留市テレビ利用者組合も一早くデジタル化に対し、基盤整備や対応を進めており新たに、境地区・桂町地区が加入し九月一日よりサービスを受けられるようになり市内の約八十パーセントが都留市テレビ利用者組合に加入なさったことです。当市の政策形成課でも市内十七テレビ組合の代表や

自治会長さんに地上デジタル放送に変わって行く事の説明会を実施しましたが、今後二十パーセントの家庭を有するテレビ組合に都留CATVと協力して推進ができればと思います。

当市内にあるCATV局です。都留市のイベントの放送や情報の発信基地でもあります。現在は（くみあい）ですが今後、全家庭が加入した場合、市の参画はどうかお聞かせください。

IT関連の技術開発が進む中、方式はちがうが携帯電話のHOMENなどのめざましい進出でテレビでの地上デジタル放送の受信は早くなる見通しです。当市も庁舎の一郭に簡易的なスタジオを作りCATVに接続し市民サービス（情報提供や各課からのお知らせ）などをしたらどうか今後の課題としてもお伺いいたします。

答

国のe-Japan戦略の一環である地上デジタル放送が、昨年十二月一日から、関東・中京・近畿の三大広域圏で開始され、本県でも二〇〇六年から甲府方面を皮切りにデジタル放送への移行が予定されております。テレビ電波受信状況の悪い

本市におきましては、CATVは市民生活に欠かせない重要な通信媒体でありますので、地上デジタル化に向けての対応が喫緊の課題となっております。

そのため、本年五月二十六日、市内十七のテレビ組合及び自治会を対象とした地上デジタル放送に関する説明会を開催いたしました。その席上、多くの出席者より、情報の共有や地上デジタル化への円滑な移行を目的とした連絡協議会設置の要望が寄せられました。

これを受けまして、七月十六日に、組合及び自治会等三十七団体により、「都留地上デジタルテレビ放送連絡協議会」が設立され、事務所を都留テレビ利用者組合に置くこととし、同組合が、情報配信の基地的役割を担うこととなりました。

議員ご指摘のとおり、地上デジタル放送は、多数のローカル・専門番組の提供のほか、容易な番組情報検索や双方向サービスが実現できるという特性を有していることや、インターネットの接続サービスに加入していない世帯やパソコン操作に馴染めない方々などが、テレビ端末を通じて電

子自治体のサービスを簡便な、リモコンの操作により享受できるようにするなど、電子自治体を実現する上でも有力なメディアになるものと期待されております。

市内の全家庭が、光ケーブルによるCATV網で結ばれると、本市の所有する公共施設間を繋ぐ地域イントラネットと併せることが可能となり、市民と行政を結ぶ、地域に密着した高度情報ネットワークの基盤が整うこととなりますので、連絡協議会との連携と協力を一層深める中、行政情報や、災害・防災等の地域情報提供など、活用を検討してまいりたいと考えております。

なお、地上デジタル放送の普及に併せ、新たな情報発信媒体の活用として、ローカル番組や自主番組等の製作が可能となるよう庁舎内への簡易スタジオの設置についても、今後、調査・研究してまいりたいと考えておりますのでご理解とご協力をお願い申し上げます。



谷垣 喜一 議員

○高齢者・障害者対策

について

○新新エンゼルプラン

について

○キッズISOについて

高齢者・障害者

対策について

問 一点目は、災害弱者の緊急対応策についてであります。

一九九五年の阪神・淡路大震災から今年で十年目を迎えました。平成十五年度防災白書によりますと死者六千四百三十六名という甚大な被害をもたらしました。この震災で犠牲になった方々の半数以上が自力で避難することのできなかった高齢者や障害者という災害弱者と呼ばれる方々でした。

また、今回の新潟県、福島県、福井県、四国等の集中豪雨による死亡者の多くが七十歳以上だった被害状況を踏まえ、政府は七月二十八日に中央防災会議において、災害情報伝達、高齢者の避難体制、河川堤防の安全性、局地的集

中豪雨に係わる予報体制について検証し、緊急度に応じ可能なものから改善措置を講じていくことになりました。

しかし、そういった災害弱者（災害時要援護者）を本当に救護できるのは、国の対策強化のみならず、市がコーディネート役になり、当事者、家族、地域、社会福祉協議会、福祉関係者等がそれぞれの力を合わせることで、一人ひとりの「命」や「暮らし」を守ることにできる地域づくりにかかっております。

本市でも、台風六号で月見ヶ丘団地一号楼が被害にあり、取り壊しとなりました。また先日の台風十六号では、単身高齢者宅の屋根が飛びそうになり一晩中寝れなかったそうです。翌日、近所のご婦人に相談し、土のうを購入しよう

と何軒かの業者に電話してもなく、困って市役所に聞いたところ、担当の方が来て屋根に土のうをのせ修繕をして下さり感謝しておりました。また、障害者に対する社会的な理解不足やプライバシーの問題から障害者であることを公開することは、まだまだ難しい状況にあり、そのため地域社会においては、災害弱者の存在は分かったとしても、住

んでいる場所や生活状況、そして必要な支援についてはほとんど理解されておらず、効果的な対策が打てないという実情があります。こうした災害弱者といわれる方々に対し、行政独自の対応は限界がありますが、今後の取り組みを聞かせ下さい。

二点目に、NPO等における家用自動車による有償運送の許可についてお伺いいたします。

我が国の高齢化の進展に伴い、要介護者や障害者など自ら外出・移動することが困難な人々は急速に増加しています。

これらの人々の移動を容易にし、より豊かな生活を支援するため、輸送手段の整備は喫緊の課題であり、鉄道やバスなどの交通機関のバリアフリー化が進められています。しかし、駅等へ輸送手段の確保や自動車によりドア・ツー・



ドアで移動するための個別輸送手段の確保も不可欠となっています。

平成十四年度末現在において、タクシー事業者が提供しているSTS（スペシャル・トランスポート・サービス）の車両数は、

一、車椅子やストレッチャーに対応した特殊車両によるものが千五百九十四事業者、三千二百四十四両

二、ホームヘルパー資格を有する運転者を擁したタクシー車両によるものが五百九十五事業者、二千五百五十四両

と両者をあわせても約六千両弱と、タクシー車両の総数二十五万九千三十三両に占める割合は二・二パーセントに過ぎません。そのため、要介護者、障害者等がもつとも利用が多い時間帯においては、十分な対応とはなっていない。

他方で、要介護認定者数は、平成十二年四月の二百八万人から平成十五年十一月には、三百七十四万人と急増しており、これら移動制約者の急増に対し、既存の公共交通機関を中心とするSTSのみによつては十分に対応し切れておらず、タクシー事業者のほか、社会福祉法人・医療法人・特定非営利活動法人・ボ

ランティア等の多様な担い手によって現にカバーされている現状にあります。

そこで、平成十五年四月より、ボランティア輸送としてのNPO等による有償運送は構造改革特別区域における措置として実施されることとなりました。さらに、平成十六

年三月十六日付け国土交通省自動車交通局長通達によりNPO等の特定非営利団体の自家用自動車による有償運送が全国において一定の手続・要件のもとに道路運送法第八十条第一項に基づき許可されることとなりました。また新たに、構造改革特別区域における措置として、福祉有償運送についてセダン型等の一般車両の使用が認められました。

しかし、許可手続きには「市町村が運営協議会を設置し協議を行った後に」運営支局等に対し許可申請を行うものとされており、また、新たにセダン型（車椅子等のためのリフト等、特殊な設備を設けていない車両・いわゆるワンボックスの車両でも設備が無ければセダン型に含まれる）の車両を使用する有償運送について、構造改革特別区域では許可されるなど規制改革が進みました。しかし特

区として指定されていない地域の場合は、セダン型車両の有償運送を行うには新たに特区申請を行う必要があります。

都留市としても、運営協議会の設置、特区の申請に取り組んでいただけです。どうか。お考えをお聞かせ下さい。

答

我が国は、これまでに幾多の災害を経験して

り、今年に入りましても浅間山の噴火、紀伊半島・東海沖の連続した地震、新潟、福島、福井の集中豪雨、相次ぐ台風の上陸など、各地で住民の安全を脅かす災害が相次いでおり、多くの災害時要援護者（災害弱者）が犠牲になりました。

また、阪神・淡路大震災は、大都市が直撃されたことにより、戦後最大の被害をもたらした。多くの死傷者と被災者、そして、多数の障害のある方や高齢者などが被災いたしました。

この震災で、多大な犠牲の上に得た教訓として、日頃から一人暮らしの高齢者や障害のある人々と、近隣及び地域社会とのコミュニケーションがとれていることが、災害時の初期救援において大きな役割を果たすということであり

このような状況の中、本市におきましては、本年一月、地域住民の防災意識を高め災害に対する地域との連携を強化する目的で実施いたしました「災害救援のための研究集会」には、各地域より自主防災組織、民生委員・児童委員、消防団、福祉団体など多くの関係者のご参加をいただき、あらためて市民の皆様の防災に対する関心の高さを認識するとともに、大変心強く感じました。

この研究集会をきっかけとして、それぞれの地域において様々な取り組みが進められており、現在、谷村地区では、家族状況の把握や緊急連絡先等を網羅した「あんしん防災カード」事業、禾生地区では、避難場所・消火栓、世帯状況を網羅した「防災マップ」の作成、開地地区では、一人暮

らし高齢者世帯を把握し、大雪、火災、風水害時における協力体制の充実を図るための「支えあいマップ」の作成、東桂地区では、協働のまちづくり推進会に災害救援研究部会を新設し、「防災マップ」づくり等の計画が予定されているところでもあります。

市といたしましては、このような地域における自主的な活動が、全域的に発展するよう積極的に支援していくこととし、本年度「普通救命士育成事業及び地域防災マップ作成事業」を推進するための「ふれあい講座」を通じ、地域の自主防災組織等が援助すべき世帯等をあらかじめ明確にする等と共に、移動が困難な障害者等については、防災情報に努めているところであり、本年度はすでに「羽根子自主防災会」他三地区で実施し、九月から十月には十三自主防

災会での講座を行う予定となっております。

今後も地域との連携のもと、災害時における自主防災組織等の充実・強化を図ってまいります。

また、本市では現在、高齢者や障害者等の災害弱者対策として、一人暮らし老人



を対象とした、緊急時における通報システム「ふれあいペリクル」や聴覚障害者世帯を対象としたファックスによる緊急連絡体制の整備等を実施しているところであり、今後も地域との連携の下に自力で非難する事が困難な方々の実態把握に努め、いざというときに適切な対応措置がとれるよう努めてまいりたいと考えております。

次に、NPO等における自家用車による有償運送の許可についてであります。

国におきましては、NPO等非常営利の市民団体などがボランティア輸送として行う「福祉有償運送事業」は、構造改革特別区域法による構造改革特別区域における措置として、平成十五年四月一日から実施してきたところであります。

さらに、本年二月「構造改革特区の第四次提案」に対する政府の対応方針において、必要に応じて構造改革特別区域での特例措置の内容を見直した上で全国的に実施するとともに、新たに、構造改革特別区域における措置として、福祉有償運送についてセダン型等の一般の車両を認めることとされたところであります。

このことによりまして、道路運送法第八十条第一項の許可基準が大幅に緩和され、非常営利の市民団体などがボランティア輸送として「福祉有償運送事業」を実施する場合、タクシー事業としての許可を受けずに輸送サービスが行えることとなりました。

また、許可手続きの内容につきましては、地方公共団体が当該区域内の現状に照らし、タクシー等の公共交通機関によって移動制約者などが十分な輸送サービスの確保ができないことを要件として、バス・タクシー等関係交通機関の代表、学識経験者、運輸支局、利用者等で構成する運営協議会の協議を得て、道路運輸局が許可するというものであります。

また、福祉有償運送の対象者は、会員として登録されている方で、介護保険法の要介護者及び要支援者である高齢者、また、身体障害者福祉法の身体障害者、それに加え、肢体不自由・内部障害や知的障害などにより、単独での公共交通輸送機関の利用が困難な方となっております。

ご質問の運営協議会の設置についてですが、福祉有償運送の対象者は、介護施設や療護施設、また、リハビリ施設などへの利用が中心となり、利用範囲も広域的になると考えられることから、このことを県に対する本市の重点要望項目として取り上げ、現在、圏域単位に運営協議会を設置して頂くよう強く働きかけを行っているところであります。

また、セダン型と呼ばれる一般乗用車の活用につきましては、運用指針において、構造改革特区の中で試行することとしていることから、その対応につきましては、今後、事業参加者などの把握に努める中、特区の申請に取り組んでまいりたいと考えております。

設や療護施設、また、リハビリ施設などへの利用が中心となり、利用範囲も広域的になると考えられることから、このことを県に対する本市の重点要望項目として取り上げ、現在、圏域単位に運営協議会を設置して頂くよう強く働きかけを行っているところであります。

また、セダン型と呼ばれる一般乗用車の活用につきましては、運用指針において、構造改革特区の中で試行することとしていることから、その対応につきましては、今後、事業参加者などの把握に努める中、特区の申請に取り組んでまいりたいと考えております。

二十一項目の新エンゼルプランを推進していることに好感を持っている評価をしておりました。

都留市においても、昨年の次世代育成支援法をうけ積極的に子育て支援に取り組みしていると認められます。

先日、隣の市に住む婦人の方より「政策はいろいろあるが子育てしやすい環境において都留市はすばらしい」と語っております。

新新エンゼルプランの策定に向け、現下の厳しい財政状況でありながら、本市の子育てに伴う経済的負担の緩和、雇用環境の整備対策、出産・育児インセンティブの付与について、お考えをお聞かせ下さい。

講じられてきたところであります。

しかし、平成十四年一月に発表された「日本の将来推計人口」によりまして、従来、少子化の主たる要因であった晩婚化に加え「夫婦の出生力そのものの低下」という新しい現象が見られ、現状のままでは、少子化は一層進行することが予想され、また現実には、平成十五年度の出生数は百二十万人で、合計特殊出生率は、一・二九と歯止めがかかっておりません。

このことから、国において「少子化対策プラスワン」がとりまとめられ「男性を含めた働き方の見直し」、「地域における子育て支援」、「社会保障における次世代支援」、「子どもたちの社会的向上や自立の促進」という四つの柱に沿った、総合的な取り組みを進めるため、昨年七月「次世代育成支援対策推進法」が成立したところであります。

新新エンゼルプランについて

問 新エンゼルプランが、平成十二年から平成十六年の実施計画であるため、年内中に新新エンゼルプランの策定が予定されております。

総務省は、一月から二月にかけて全国百四十一市町村の二十歳から三十九歳の男女六千人を対象として少子化対策に関する住民アンケート調査を行いました。

答 国におきましては、平成十一年十二月に中長期的に進めるべき総合的な少子化対策の指針として、「少子化対策推進基本方針」を定めると共に、計画期間を平成十二年から十六年度と定めた「新エンゼルプラン」を策定し、それを基に子育てと仕事の両立支援を中心とした、子どもを産みたい人が生み育てやすいようにするための環境整備に力点を置いた、様々な対策が



また、本年一月には総務省行政評価局が、新エンゼルプランの政策効果を把握するため、「少子化対策（新エンゼルプラン）」に関する住民アンケート調査」を全国百四十一市町村、男女六千人を対象に実施いたしました。

その結果、新エンゼルプランに掲げる施策により、「子育ての負担感が緩和された」割合と「子どもを持ちたいと思えるようになった」割合が、高い相互関係にあることが判明し、今後とも厚生労働省をはじめ、文部科学省や国土交通省等関係省庁が、さらに新エンゼルプランを推進すべきとの結論に至ったところであり

ります。

このような中、平成十六年度で新エンゼルプランが最終年度となるため、その後継プランである「新新エンゼルプラン」の検討が、厚生労働省を中心に進められており、本市におきましても、平成十五年三月策定した、エンゼルプラン「都留市子育て支援計画」を基本として、本年その実施計画ともいべき「都留市次世代育成支援地域行動計画」の策定に取り組んでいるところであり

ます。

育てに伴う経済的負担の緩和につきましても、母子・父子世帯に対する都留市保育料軽減助成金、児童扶養手当、ひとり親家庭医療費助成事業、さらに、児童手当や都留市私立幼稚園就園奨励費補助金制度等を実施しているところがあります。

次に、仕事と子育ての雇用環境の整備対策、出産・育児インセンティブの付与についてであります。昨年九月に「都留市常用雇用転換奨励金交付要綱」を設置し、母子家庭の母を短期雇用から常用雇用に転換する事業主に対し、奨励金を支給しております。

また、「都留市自立支援教育訓練交付要綱」により、就職のための教育訓練を受講しようとする母子家庭の母に対して教育訓練給付金を支給しております。さらに、「都留市高等職業訓練促進給付金要綱」により、看護師、介護福祉士、保育士等の生活の安定に資する資格の取得をしようとする母子世帯に対し、給付金を交付する制度を策定すると共に、企業に対しましては快適な就業環境づくりや再就職・再雇用への支援、育児休業制度等の普及啓発を図っているところ

今後とも、子育て支援を都留市における重点施策として位置付け、積極的に取り組んでまいりたいと考えておりますので、ご理解とご協力をお願い申し上げます。

キッズISO

キッズISOについて

問 本年八月に、環境保全室

「まるたの森クリーンセンター」の職員の方々による都留市環境美化協力員研修会が地域別に開催されました。ゴミの分別収集を中心として講習をしてください職員の方々に感謝申し上げます。このような地域の環境問題を含めた子供の環境教育プログラムが、キッズISOプログラムです。

特定非営利活動法人「国際芸術技術協力機構（NGO）」が、平成十二年の夏に開発いたしました。

子供の感性を生かし、「自己の気づき」を引き出し「好奇心」を沸き立たせ環境意識の



骨格を形成していきます。そこから、環境に対する「知識」と「行動」が身につけられ、行動とともに「向上意欲」と「問題意識」が芽生える仕組みとなっております。そして、子供一人ひとりに「生きてゆく力」をつけ、未来に希望と確信

を持つて育ってゆく教育を目指すものであります。入門編では「マネジメント能力判定書」を、初級編以上には、「国際認定証」が授与され子供の「やる気」「持続」へとつなげております。今、水俣市、所沢市をはじめ多くの自治体、財団法人、企業、ライオンズクラブ、国際ソロプチミスト、青年会議所、こどもエコクラブ、婦人更生保護委員会、等で取り組んでおり、すでに七万人もの子供が実施し成果をあげております。平成十四年

国際標準化機構よりISOのロゴの使用が認められ、平成十五年十月には国際標準化機構がISO加盟国に対し積極的に導入支援を開始いたしました。

本市におきましても学校教育における総合学習にキッズISOプログラムを取り入れていただけではないでしょうか。教育長より今後の取り組みを



お聞かせください。

答 本市では、学校における環境教育については、「都留市の自然や地域社会の環境問題に関心をもち、自然や人に優しい心をもって、環境保全に進んで参加できる子ども

の育成に努める」ことをねらいとして、市教育研修センター内に、市内小中学校の教員で構成する「都留市小中学校環境教育研究委員会」を設け、各学校において、理科や総合的な学習の時間、特別活動及び道徳の授業などにおいて、環境教育の推進に積極的に取り組んでおります。

その実践例として、小学校においては、「ゴミ減量化について、自分たちには何ができるか、また、どのように進めていけばよいか」を中心に取り組み、ゴミの分別が再資源化や減量化につながることや、家庭から出るゴミについても生ゴミが有機肥料として利用

できることなどの実践を行うとともに、図書やインターネットを活用して、地球規模の環境汚染や温暖化等について調べ学習を行い、その結果を発表し、理解を深めております。

さらに、児童会活動を通して、ゴミのポイ捨て禁止、ゴミゼロ運動やリサイクル運動の展開、また、花いっぱい運動の実践など潤いある環境づくりに努めております。

中学校においても、総合的な学習の時間などで、大気汚染、地球温暖化と砂漠化、水の汚染等についての調べ学習を通して理解を深め、特に、水の汚染については生活雑排水が大きく汚染に関わっていることを知るなど、自分たちで出来る生活雑排水対策を実践すると共に、生徒会ではゴミゼロ運動の活動として、地域清掃や通学路のゴミ拾いを行っております。

こうした学校での様々な環境教育の実践活動が、環境への負荷を体感し、暮らしの中での環境保全の大切さを学び、地域ぐるみで環境に対する意識を高め、地球環境に優しい子どもたちが育っていくものと考えております。

お尋ねの学校教育における

総合学習に、「キッズISOプログラム」を取り入れてはどうか」ということにつきましては、キッズISOプログラムが、子どもの環境問題の意識向上と環境対策を身につけることに役立つものと認識しておりますが、今後は先程申し上げました、各学校での取り組みの実践活動を踏まえる中で、「都留市小中学校環境教育研究委員会」におきまして調査研究してまいりたいと考えております。

杉山 肇議員

○行政改革について

○環境教育について

行政改革について

問 平成十二年四月に「地方分権一括法」が施行され、国と地方は、対等・協力の関係に位置付けられることになりました。

三位一体の改革に見られる、地方分権・行政改革の大きな流れは、何を意味するのか、地方はそれをどう受け止めればいいのか、これまでのような、国や県からの補助金や交付金づけの、ある意味、ぬるま湯的な状況から、地方、自

らが政策立案し、自己責任のもと、自治体を経営していかなければならない時代が来るということだと思えます。

今後、その地方分権の流れが、地方にとつて辛いものではなく、まさしく、真の地方自治を私たち自身で行うことが出来るんだという、明るいものになればなりません。

それには、いうまでもなく、行政改革が必要であり、それにあつた行政システムの構築が急がれるわけでありです。

そこでまず、都留市として、平成十五年二月に策定した「第三次都留市行政改革大綱」また、それを具体的に推進するための「第三次都留市行政改革実施計画」の現在の進捗状況と、その後の状況の変化などによる具体的な計画の見直しがあるのかお伺いいたします。

大綱では、協働・自立・効率という三つのことを柱にし

ておりますが、その中心は、財政的なことを含めた、自立ということであつて、その自立のために協働や効率があるのではないかと考えるわけです。

今後、ますます財政的に厳しくなっていく中、人件費や公債費などの義務的経費や少子高齢化に伴う、社会的変化により、市民の行政に対するニーズは、今まで以上に拡大・多様化し、そのため経常的経費はさらに大きくなり、このままでは、財政的な弾力性が失われ、硬直化が進んでしまいます。

六月定例会で財政改革の中の予算システムについて、質問しましたが、地方の自立という観点で考えれば、いままでの慣例などにとらわれず、大胆かつ、新しい発想が必要であり、求められているのではないかと思っております。

その状況を打破するためには、職員の意識改革をはじめ、行政システムの抜本的な改革が不可欠であり、しいては、市民の意識改革も必要になってきます。

そういう状況の中で、将来、地方が自立していくためには、行政のスリム化は避けて通れない問題だと思います。

今、都留市では、指定管理者制度など施設の管理運営業務等のアウトソーシングを進めておりますが、今後、さらに思いきつたアウトソーシングを打ち出し、行政のスリム化を図るべきだと思いますが、お考えをお聞きたいします。

また、長期的に例えば、十年後の行政スタイルは、どういう形をイメージしているのかお考えがあれば、お聞きいたします。

改革には、当然、痛みを伴います。職員もそうでしようし、私たち議員もその痛みを受け入れなければなりません。また、市民にもそれなりの協力を求めなければなりません。

今後、限られた財源の中で、少子高齢化や魅力あるまちづくり、また、災害対策などに対応していかなければならぬいとすれば、さらなる行政改革が必要であります。地方分権の流れは、目の前の問題であり、決して先送りは許されません。改革には、強い意思と勇気そして、なにより、強いリーダーシップが不可欠です。

よろしくご答弁をお願いいたします。



答 まず、第一点の「行政改革について」であります。

地方分権の理念である「自己決定・自己責任」の下、限られた財源と人的資源を有効に活用し、市民満足度の高い行政運営に取り組んでいくためには、地域社会のニーズを的確に把握し、事務事業の評価と選択を行い、真に必要とされる事務事業について効率的に実施するための行財政システムの確立が不可欠であります。

本市では、平成十五年二月「第三次都留市行財政改革大綱」を、学識経験者をはじめ、企業経営や市民活動に携わる方々、公募により任命された市民の方々により構成された「都留市行政改革推進委員会」において様々な論議をいただき、経営感覚や市民の視点に立ったご意見を踏まえ、中、「協働」「自立」「効率」

の三つの視点に基づき策定いたしました。

この大綱を受け、策定いたしました実施計画書は、百二十二の推進項目からなり、十五年度末現在でその進捗状況を調査したところ、六十項目が実施済みあるいは実施中、六十二項目が調査・検討中となっております。

なお、実施計画の見直しについてであります。進捗状況やその時々状況の変化を考慮し見直しを行うこととしており、平成十四・十五年度におきましては、見直しはありませんでした。

今後につきましては、調査・検討中の項目を中心に、本年度企画推進局の中に新たに設置いたしました「行財政改革推進班」の中で、研究・協議を重ね改革を推進し、その状況を随時公開していきたいと考えております。

行財政改革を推進していくためには、特に、職員の意識改革と資質・能力向上を図るとともに、行政の情報公開を積極的に進め、市民の皆様のご理解とご協力をいただくことが重要であり、そのため、行財政の現状と課題の把握を目的とする「行政評価」の実施や「バランスシート」の公

表、政策の立案等に際し、市民の意見を反映させる「パブリックコメント制度（意見提出手続制度）」など、新たな行政手法の導入にも努めているところであります。

また、従来より厳しい財政状況を踏まえ、徹底した行政の健全化に努めてまいりましたが、平成十五年度より、限られた財源の重点配分に努め、政策課題に積極的に対応するため、重点施策項目を定め、全庁的に取り組んでおります。

次に、アウトソーシングによる行政のスリム化についてであります。

「大綱」は、三つの視点に基づき定めておりますが、その内の一つが「協働」であります。

これからのまちづくりや公共サービスの提供は、行政のみが行うのではなく、「市民」・「コミュニティ組織」・「ボランティア」・「民間セクター」など、すべての個人や団体が自らの意思で積極的に参加・参画し、協働の理念のもとに、取り組むことが不可欠であります。

そのため、市民と行政が役割分担や協力関係を見直し、共に考え、共に行動し、共に

創る、協働型のまちづくりシステムの構築に努めているところでもあります。

アウトソーシングの取り組みに関して、これまで、都留市文化ホールを財団法人都留楽友協会に、また、芭蕉月待ちの湯を株式会社都留市観光振興公社に委託するなど、積極的に取り組み、成果をあげておりますが、本年度より市内体育施設を、NPO法人都留市体育協会に、また、指定管理者制度の活用により、宝の山いきものふれあいの里を七月一日から、株式会社観光振興公社に委託するなど、新たな取り組みを実施いたしております。

また、協働のまちづくりの取り組みとしては、東桂地域協働のまちづくり推進会におきまして、学童保育やミニ・デイサービスの運営を行っております。

最後に、十年後の行政スタイルについてであります。現在、我が国の行政システムは、未だに高度経済成長期の状態をとどめていると考えております。

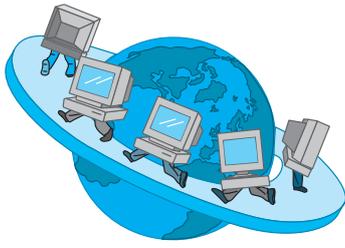
高度経済成長期には、増加し続ける税収を背景に、住民からの要望に応じ、行政サービスも高度化、専門化し、行

政需要の拡大にあわせ、行政組織の肥大化が進みました。

しかしながら、人類史的といえる変革が進行する中、特に、人口の減少と高齢化や経済のグローバル化により、わが国は「うつむきかげん」の経済へと移行し、税収も減少し、国・地方合わせて、八百四十三兆円という長期債務残高をかかえるに至り、ここにきてようやく、一九七〇年代から世界の潮流になっている経済活動において規制緩和を行い、民間の発意と工夫を奨励し、国や公の介入をできるだけ少なくする。

市場原理を尊重し、小さな政府を目指す方向に、政策の転換を図った結果、これまでの国、地方の役割分担、公共サービスの水準やそのあり方の検討、行政の効率化や透明性の向上さらには、組織機構の適正化などが、喫緊の課題となっております。

そのため、行政の責任領域を改めて見直し、民間の専門的な知識や技術経営ノウハウが必要な分野においては、地域経済の自立と活性化、また、地域雇用の拡大の視点からも、民間委託やPFIなどを活用し、積極的に民間活力の導入を図ることが、今後ますます



重要になるものと考えております。

環境教育について

問 二十世紀、私たち人類は、より豊かにという欲望のもと、さまざまな発展をとげてきました。

目覚ましい科学の進歩と新しい技術により、工業化を成し遂げ、今では、私たちのまわりに物があふれ、一見、豊かな生活を送っているように見えます。

しかしながら、その結果、大量生産・大量消費・大量廃棄の社会を築き、無理な開発による自然破壊、地球温暖化、オゾン層破壊、さらには、環境ホルモンの問題など、地球規模で環境が悪化している事も否めません。

このような現実を考えた時、はたして私たちは、本当に豊かなのか疑問を感じてしまいます。

二十一世紀を向かえ、今、私たちに課せられた最大の課題は、一刻も早く、持続可能な社会を築く事だと思います。そして、次の世代へ引き継ぐ事だと思っています。

国においても、循環型社会形成推進法や地球温暖化対策推進大綱などを策定し、さま

ざまな対策を打ち出しておりますが、まだまだ、社会全体が環境に対して、真剣に考えるようになったとは思えません。

そういう現状を踏まえ、日本は、昨年八月ヨハネスブルクサミットにおいて、「持続可能な開発のための教育の十年」を提案し、満場一致で採択されました。その目的には、「持続可能な開発を進めていくには、あらゆる国・地域において官民がこぞって取組みを行う必要がある」とあり、これを促進していくには、基礎教育・高等教育・教員教育・環境教育等を充実させ市民の啓発活動を粘り強く展開していく事が必要である」とあり、二〇〇五年からスタートします。

また、昨年七月には、日本国内でも「環境の保全のための意欲の推進及び環境教育の推進に関する法律」、通称「環境教育推進法」が成立し、同年十月に施行されました。その中で、地方公共団体の責務として、環境教育の推進等に関し、施策を策定し、及びそれを実施するよう明記されております。さらには、学校教育等における環境教育に係る支援として、市町村は、学校教育及び社会教育における環



境教育の推進に必要な施策を講じることとあり、教員に対して同様なことが求められております。

都留市として、これらに、どう対応されているのかお聞きいたします。

今、教育現場では、市長説明にもありましたが、「心の教育」の重要性が叫ばれております。環境教育と言うのも「心の教育」におおいつながるものだと思います。豊かな自然環境にふれあうことが、人間らしい、豊かな心を育むのであり、二十一世紀の道徳教育になるものだと思います。が、お考えをお聞きたいします。

答 地球環境は、大気、水、土壌及び生物などの間を循環し、生態系が微妙な均衡

を保つことによって初めて成り立っており、環境は人類を含むすべての生物存続の基盤であり、その恵みは現在世代と将来世代が共有すべきものであります。

また、地球温暖化や廃棄物問題、身近な自然の減少などの環境問題を解決し、持続可能な社会を作っていくためには、行政のみならず、国民、事業者、民間団体等、全ての人や組織が積極的に環境保全活動に取り組むことが必要であり、このような環境保全活動の重要性を踏まえ、持続可能な社会づくりの基盤となるよう、「環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律（環境教育推進法）」が平成十五年十月に施行されました。

この法律は、環境教育を推進し、環境の保全についての国民一人一人の意欲を高めて行くことなどを目的とし、その中で、学校教育等における環境教育に係る支援として、都道府県及び市町村は、環境の保全に関する体験学習等の学校教育における環境教育の充実や環境教育に係る教育職員の資質向上のための措置を講ずるよう努めるものとされております。

本市での学校教育における環境教育は、現在、理科や総合的な学習の時間、特別活動、道徳の授業などの中で積極的に行なっており、市では、こうした学校等での取り組みを支援するため、個性を育む学校づくり助成制度を制定すると共に、市教育委員会教育研修センター内に、市内中学校の教員で構成している「都留市小中学校環境教育研究委員会」を設置し、学校での環境教育の実践研究についての研究討議や実践集録の作成などを行っているところであり、実践例としては、ゴミゼロ運動やリサイクル運動の展開、水の汚染対策などの環境学習を実施すると共に、のびのび興譲館自然塾では、自然環境を保護することの大切さを教えるなど、様々な特色ある取り組みを行っているところであります。

なお、環境教育に係る教育職員の資質向上につきまして、現在、市小中学校環境教育研究委員会での研修に努めておりますが、今後は、毎年実施している教員の県外学校への長期研修に環境教育を取り入れ、先進事例を調査研究すると共に、新採用・新転入者教職員を対象にした初任者

研修会の場においても、環境教育についての研修を行なうなど、一層の充実を図ってまいりたいと考えております。

また、「環境教育は二十一世紀の道徳教育につながるものだ」とのご指摘であります。「もの盛んなれば心失う」との言葉があります。

今、人間の欲望享樂を満たす手段は、かつてないほどに繁栄しています。

それに比例するように「自分さえよければ良い、今さえ良ければよい」という風潮が、社会に蔓延しつつあります。

環境教育は、自然や人を素直に受け入れ、認め、許し、思いやる、そして自分のことのように自然や人のことを考えることであり、まさに、かつて日本人が備えた美質を、涵養する道徳教育そのものであると考えております。

今後は、この度施行された、いわゆる環境教育推進法の趣旨を受け、山梨県教育委員会において、策定が予定されている「環境教育基本計画」を踏まえて、各学校でこれまで以上の環境教育の充実を図り、都留市の豊かな自然や地域社会の環境問題に関心を持ち、自然や人に優しい心をもって、環境保全に進んで参加できる

子どもの育成に努めてまいりたいと考えておりますので、ご理解とご協力をお願い申し上げます。

国田 正己議員

○大幡川の河川敷の

管理について

○サンタウン宝の

公営住宅建設について

○大幡く初狩線の

拡幅について

大幡川の河川敷の

管理について

問

近年の気象状況は過去のデータをこえた大雨や災害がおきています。去七月十三日新潟県でおきた集中豪雨による災害や福井県の豪雨被害状況を見ると河川の管理を再度調べておくべきだと思います。

私も大幡川全域を、調べて歩き河川内に立木が多数あり立木の撤去をしておくべきだと思います。災害はいつやってくるかわかりません。集中豪雨などになれば上流より流木などにより立木・橋の橋台などにひっかかりますと危険な状態になります。災害を未

然に防ぐことが大事だと思います。早急に県当局に働きかけていただきたく、お願いいたします。

答 まず、第一点の「大幡川の河川敷の管理について」であります。

河川の利活用と管理は、平成九年の河川法の改正により、これまでの「治水」、「利水」に「河川環境の整備と保全」が加わったことにより、河川の持つ豊かな自然環境を生かした地域づくりが重要な課題となり、河川管理の概念や任務の範囲も大きく変化しております。

しかし、私達に大きな恩恵を与えてくれる河川も、ひとたび大雨となると、住民の生命、財産を脅かす恐ろしい存在になり、今回の新潟県及び福井県の集中豪雨による災害



によりその恐ろしさを再認識させられたところでもあります。現在、山梨県におきましては、一級、二級合わせて六百十河川の適正な河川利用を持続するため、堤防をはじめとする河川構造物等の維持管理及びパトロールを行っているのと伺っております。

議員ご指摘の大幡川内の立木等につきまして、集中豪雨などにより、その流れを阻害して大きな災害の要因となりかねませんので、立木等の早期撤去を県に働きかけてまいりたいと考えております。

サンタウン宝の

公営住宅建設について

問 サンタウン宝は、平成二年度より造成事業が始まり平成六年に完成しておりますけれども、公営住宅予定地は残土処理が進んでいない状態です。公営住宅予定地も平成十七年度には、公社から分割購入も終わり公営住宅地として態勢が整うこととなります。

市内全地域において集合住宅のないのは宝地域だけであります。また、宝バイパスの進捗状況も工事が進み平成十八年度までには、大群橋よりサンタウン宝の入口までの区

間を供用開始する予定と聞きおよんでおります。地域の活性化を図るうえで、人口増加は大きな要素であります。また、この公営住宅を建設することにより公社の住宅地の販売促進を図るうえにおいてもプラスになると思います。宝

バイパスが完成しますと都留インターにも近く、また、市立病院にも数分という近さであります。宝地域の住民の一人として一日も早い公営住宅の建設をお願いするものです。

市当局のお考えを聞かせていただきたいと思っております。

答

本市では、住宅に困窮している方が、安全で良好な住環境の下で、日常生活を過ごしていただけるよう、「都留市営住宅ストック総合活用計画」に基づき公営住宅の整備に積極的に取り組んでいるところであります。

本市ではこれまでに、公営住宅法に基づく住宅五百九十一戸と特定公共賃貸住宅九十二戸、及び、改良住宅十六戸の合計六百九十九戸の市営住宅を設置しており、現在は平成十五年度、平成十六年度の継続事業で、古渡団地内に一号棟と同規模でユニバーサルデザインやシックハウスにも

十分対処したRC造五階建、三LDK三十戸の二号棟を、平成十七年二月十五日の完成をめざし建設を進めております。

ご質問のサンタウン宝の営住宅建設計画についてですが、サンタウン宝は、都留市土地開発公社が山林や農地等を優良宅地として造成をしたもので、その内の、営住宅建設予定地として造成した区画八千八百六十六平方メートル（二千四百四十六坪）を都留市が平成十二年度から平成十七年度にかけて分割購入しているものであり、その区画内にストックされており、す造成時の残土につきましては、田野倉地内にある大月都留広域事務組合の旧焼却施設を解体した跡地へ搬出する計画を立てているところであり

ます。当営住宅建設予定地は、フルインターチェンジの完成がまたれる都留インターチェンジにも近く、宝バイパスを始め、その周辺整備が順調に進められている場所であり、これまで以上に、地理的優位性が高まっており、今後、少子高齢化の急激な進展や少数世帯の増加、経済成長の鈍下による景気の動向等、総合的

に社会経済状況の変化を調査研究するなかで、住宅需要を的確に把握し、その建設を検討してまいりたいと考えております。

大幡～初狩線の 拡幅について

問

この大幡から初狩線の拡幅については、平成十四年九月議会でお願したところであります。国道二十号線からの進入路も完成し交通量もより多くなっています。また、大月側の未整備の道路部分もこの十六年度より工事に取りかかると聞きおよんでおります。

大幡側の拡幅整備についても市当局におかれまして、県へ積極的に働きかけてもらいたく、宝バイパスの整備と共

に大幡～初狩線の整備も一体的に完成するようにお願いするところであり、前向きな答弁をお願いします。

答

県道大幡初狩線は都留市大幡地内の県道高畑谷村停車場線から分岐し、大月市初狩地内の国道二十号に至る道路であり、都留市と大月市を結ぶ主要な県道であります。県におきましては、現在「高畑谷村停車場線」の内、市

立病院付近から大幡に至るまでの「宝バイパス」と呼ばれる部分の建設に力を注いでおり、大群橋から兵海戸入口までを平成十八年度までに開通させるべく事業に取り組んでいるところであります。

大幡初狩線につきましては、初狩地内の国道二十号との合流地点の改良が完成し、スムーズな通行が確保されたことから通行量が増加しているものと推測されます。

この路線においては、大幡地内の分岐点付近などに、道路線形が悪く狭隘な箇所等があるため、これらの解消に向けて改良・拡幅を行う必要があり、この早期実現に向けて、県に強力に要望すると共に、合せて宝バイパス全線の建設が順調に進捗するよう積極的



大幡～初狩線

に協力し、都留・大月間の安全でスムーズな交通の確保を図ってまいりたいと考えておりますのでご理解とご協力をお願い申し上げます。

杉本 光男 議員

○ユニバーサルデザインによる駐車場の改善について
○ミュージアム都留の新たな役割とデザインセンター機能について

ユニバーサルデザイン による駐車場の改善 について

問

既に都留市では、平成十四年に、地方分権を始め、想定される重要項目を網羅した、第三次行財政改革大綱を、時代を先取りする形で、策定しております。この中で、変革の時代に対応した、新たな行財政システムを確立、明確な企画のもと、協働のまちづくりを始め、市民参加システムによる、真の地方自治の実現を目指した市政運営につきまして、多くの市民の期待に応えたものと評価の声があがっております。この運営項目の中で、指針として策定したユニバーサルデザインにつ

きましては、前回、学校施設のバリアフリー化の中では、一部答弁がありました。今回地域経済活性化のキーワードとして市長さんより詳しくご説明願えればと思います。

ここで、随より始めの言葉もありますが、ユニバーサルデザインに基づいた、本庁舎前の駐車場の改善策を提案いたします。

安全で、利用しやすく、優しき漂う場所が駐車場（車も休む所）であります。妊産婦の方、子育て中のお母さん、高齢者の方々皆様にとって利用方法は多様であり、駐車位置も相応しい場所、ドアの開閉にも十分なスペースが必要となります。又、進行車を直前に、止まっている車の間に、止まるとは教習場の車庫いれより難しいと思います。進行方向を矢印で示し斜め駐車ラインを入れることにより、流れに沿って、少しハンドルを切るだけで安全安心駐車が可能となります。こまごま申し上げましたが一緒に取り組むユニバーサルデザインですから、一つの具体例のヒントとして問題提起をし、皆で考え実現できたいと思ひますが、如何でしょうか。市

長さんのお考えをお聞かせ願えればと思います。

答 社会の成熟化とともに少子化・高齢化が進み、また、地球規模での交流が活発化したことにより、人々の価値観も多様化し、社会全体の様々なニーズは複雑、高度化しております。

このような中であって、物の豊かさだけでなく、心の豊かさや個性と潤いに、あふれるライフスタイルが求められるようになってまいりました。

本市では、年齢、性別、身体的能力、言語などの違いにかかわらず、人々が持つ様々な特性や違いを超えて、すべての人々が、個性と能力を生かして、共に認め合い、支え合い、生きがいと働きがいを持って、共生していく「互恵・共生社会」の実現を念頭に置きながら、誰もが暮らしやすい快適なまちづくりを推進するため、本年二月、都留市ユニバーサルデザイン指針を策定いたしました。

指針では、推進に向けての体系をシステム、まち、情報・サービスという三つの分野からなる環境づくりと、それらを取り巻く意識づくりについて四つの視点にポイントを定め、事業や市民サービス

に取り組むことといたしております。

本年度は、重点施策のひとつとして、「ユニバーサルデザインを取り入れたまちづくりの推進」を位置づけ、全庁的に取り組んでいるところであります。

去る、八月二十五日には、市職員及び市内の設計・建設関連の事業者を対象に、ユニバーサルデザイン啓発のための研修会を開催いたしましたところですが、今後とも、ホームページや市広報等を通じて、普及・啓発に努めてまいります。

また、現在、公共施設などのユニバーサルデザイン化に向けて、市民の声が十分に、また、的確に反映され、気軽に参画できるような制度の制定についても検討いたしているところであります。

議員お尋ねの本庁舎前の駐車場は、障害者用二台を含む百五十台の規模となっております。

現状の駐車スペースの規格につきましては、都留市開発指導要綱に基づき一般用が横二・三メートル、縦五メートル、障害者用が横二・九メートル、縦五メートルとなっておりますが、今後駐車ライン

の引きなおし等を行う際には、全ての人が利用しやすいユニバーサルデザインの考えに基づき、より駐車がしやすい斜め駐車ラインの活用や妊婦の方、高齢者の方などにも利用しやすい位置の設定と充分なスペースのある駐車場整備をしてまいりたいと考えております。

ミュージアム都留の新たな役割とデザインセンター機能について

問 今、産業界は市場の多様なニーズに応える開発視点に、ユニバーサルデザインを捉え、これをコンセプトに価値ある商品を次々と誕生させております。

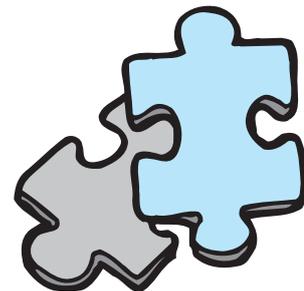
一例としてトヨタ自動車をあげさせてもらいますが、トヨタ生産システムは、カンバインを始め、カイゼン、ジャストインタイム、他英語で語られるツール、手法として、世界の注目を集め、カイゼンの

プロセスは、次々と学習する組織を生み出し、維持していくシステムであるとも云われております。このトヨタ自動車が、ユニバーサルデザインカー「ラウム」を発売後、ユニバーサルデザインのすばら

しさをアピールし続け、今年四月、東京臨海副都心にトヨタユニバーサルショーケースを開設、異業種や、自治体と協力して、ユニバーサルデザインの考え方、成果を市場に浸透させる戦略を開始しました。この変化を嗅ぎ取り、各メーカーは開発の合い言葉はユニバーサルと、また、コミュニケーションの出来るツールとして積極的にユニバーサルデザインと取り組んでおります。

当市に於いては、市長所信にもありました通り、ミュージアム都留内にユニバーサルデザインコーナーを新しく開設、本市に於けるユニバーサルデザインとの取り組み、指針を紹介し、チルドレンミュージアムも開設、ミュージアムの施設の役割に、新たなデザインを加えたものと大きな期待が寄せられております。

市民参加システムによる協働のまちづくりに、かたちに



する、視覚化する場所を提供することによって、各グループは更に輝きを増し集大成とも言える都留独自の創造的なネットワークが産まれる、そこが拠点となることも考えます。

地域間で競争する時代に入り、活力を産み出す場所として新しい知恵、知識を生み出す創造的な地域の空間として、センター機能と役割を考えては如何でしょうか。市長さんのお考えをお聞かせ下さい。

答 都留市博物館「ミュージアム都留」は、平成十一年四月二十七日の開館以来、葛飾北斎や松尾芭蕉、秋元氏三代や茶壺道中など本市の文化に関わりをもつ人物や歴史的背景に焦点をあてた常設展や特別展、企画展を開催すると共に、夏休みには、こどもチャレンジ教室、冬休みには俳句カルタづくり、門松づくりなど、子どものための体験学習を実施してまいりました。

また、明治期の校舎を活用した尾県郷土資料館や大正期の仁科家住宅を利用した、都留市商家資料館、パリの画壇で活躍した増田誠氏を記念した増田誠美術館、六月に市民の手により完成した、桃林軒など、市内に点在する史跡や文化財などを散策しながら学

習できる郷土史講座や芭蕉月待ち講座などの事業を実施すると共に、博物館としての中核的な役割であります歴史・芸術・民俗などに関する資料の収集や保管などを行い、学術文化の調査研究に大きな成果を挙げてまいりました。

本年に入りまして、五月には市民の企画による、よみがえる和服「リフォーム展とファッションショー」、六月は「能装束展」、七月には、誰もが暮らしやすい豊かなまちづくりを目指してのユニバーサルデザインコーナーの開設、八月からは、秋季特別展「谷村城下町とその時代を彩る文化」を開催しております。

また、来年一月には都留市民歌発表五十周年企画として、市民や団体が所蔵する楽器を展示し、音楽愛好家などがコンサートを行う「市民の奏でる楽器展」など、博物館の機能をさらに拡大させる取り組みを行ってまいります。

文化は、人間が自然に手を加え形成してきた物心両面の成果と定義され、人間やその取り巻く環境を高めようとする衣食住を始めとする技術・学問・芸術・デザイン・道徳・宗教・政治等の行為と成果の全てを含むものとされて

おり、その意味においてあらゆることを包括した本市の文化を創造して発信する拠点として、博物館がその役割と機能を十二分に発揮できるように新たな企画に積極的に取り組んでまいりたいと考えておりますので、ご理解とご協力をお願い申し上げます。

小林 義孝議員

○道志村との
合併について

道志村との
合併について

問 過日行なわれた住民説明会を傍聴し、疑問に思ったことのいくつかについて市長に答弁を求めます。

今回の合併の本質は、同時に進められている「三位一体の改革」と併せて地方に配分するお金を減らそうというものであり、地方交付税、負担金、補助金、補助金の削減を目的としたものです。しかし、地方交付税、負担金、補助金はそれぞれに性格の違うものであり、補助金の一部に不適切なものがあったにしても、地方交付税や負担金は税収の少ない地方の小都市や山村でも国民と

して必要な行政サービスが受けられることを保障する国の責任を果たすためのものです。その意味で補助金と負担金はまったく性格の違うものであり、これを同列に扱い負担金を削減することなど、本来許されるべきものではありません。とくに、いま問題になっている義務教育費の国庫負担金の削減はまさに国の責任を放棄するものであり、都留市議会は今までも毎年、国に対して削減をやめるよう意見書を送ってきました。山本知事が知事会の席でこれに反対したことは当然の態度表明でした。

市長も「この合併は国・地方併せて一千兆円にもほる借金を減らすためであり、明治の合併、昭和の合併と違って大義名分がない」と言明したように、この合併は地方にとって明るい展望を見出す積極的な意義をもちえないものです。

いうまでもなく、私はこれまで何回もこの問題を取り上げてきました。市長は答弁でも所信表明でも厳密な意味では自らの意志として合併に積極的な姿勢は示しませんでした。今議会でも「両市村の将来像をしっかりと見据え、合



併に関するあらゆる研究、協力を尽くし、最良の選択ができるよう取り組んでまいりたい」と述べるにとどまっています。

ところが市長は、議会での態度表明とは違い、住民説明会では「合併しなければやっけない」と、内容は消極的ですが、かなり強固な合併促進の意志を示しました。その上で今議会の所信表明で、道志村の説明会では新トンネル建設が中心的話題だったとし、合併は県道のトンネル建設で決着すると見たようですが、はたしてそうでしょうか。

道志村の説明会では「違う文化と歴史をもった市と村だ」という発言がありました。また「平らな地域である国中とは条件がちがう」という発言もありました。これは重要な指摘だと思います。間に千メ

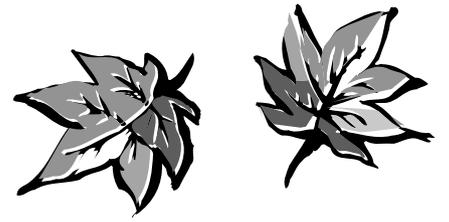
ートルを超える道志山塊が横たわり、都留市は桂川とその支流に、道志村は道志川にそって発達した地域です。行政のコストだけでは論じられない、論じてはいけない文化、歴史があるのではないのでしょうか。地形的にムリな合併かどうか、核心をついた疑問ではないでしょうか。このことについて市長がどう考えているか、あわせて以下の諸点について見解を問うものです。

まずは、トンネル問題です。現在のトンネルは平成二年に建設したものです。完成当時から「なぜ、もっと下に掘らなかつたのか」という疑問がありました。このトンネルが以前のトンネルとあまり変わらない高さのところ建設されたからです。それでも、佐藤村長は「合併論議がなければトンネルは問題にならなかつた」と明言しました。つまり、トンネルはもとも道志村の要求ではなかつたのです。それほど切実な要求でないトンネルが合併を進めるために掘られてよいのかという疑問が出てきます。しかもコスト削減を目的とした合併なのに百億円にもなるという建設費を投じることが適切かどうか

疑問もあります。さらに合併特例債の一部を投じるという手法についても批判があります。それとは別に、トンネル建設は、「できないことを見越して合併の条件にしたのではないか。そもそも道志村は合併を望んでいないのではないか」という見方もあります。市長はこういう疑問や批判にどう答えるのでしょうか。

また、県道であるトンネルをもう一本掘ることに実現性があるのでしょうか。ムダな公共事業にたいする批判が多い中で、わずか建設から十四年しかたっていないトンネルがあるのに新たにトンネルを掘ることが適切とは思えませんし、できるとも思えません。市長としての見通しを問うものです。

全体として、道志村での説明会では熱心な論議が交わされました。参加者は四会場で百九十八人、村民の一割近くが参加しました。都留市での八会場、市民のパーセントにも満たない二百六十六人と比べ、村民の不安や疑問の大きさが強く感じられました。質問時間もすべての会場で都留市の二倍を超えました。村の将来について確たる見通しを示されないまま、道志村の



百十五年の歴史に幕を閉じるかどうかという問題であり、当然の関心の高さです。

説明会では村民から出された疑問にたいして担当職員が説明をし、市長が説得するという対応をしました。そのなかで市長は「都留市も道志村も自主財源がない。交付税がなくなったらやっつけいけな」という意味の発言をしました。市長は交付税がなくなると本気で考えているのでしようか。交付税がなくなるとたら合併しても遠からずやっつけいけなくなるのではないのでしょうか。これは重大な発言であり、真意を問うものです。

合併をせず、単独で存続する道を選んだ市町村は全国にいくらでもあります。それぞれ交付税が三分の一減らされた場合などの財政シミュレーションをしています。しかし、

交付税がなくなること想定している自治体はありません。国としてもそんなことはできないからです。

また、市長は「私たちの時代に作った借金は子や孫に残せない」といった意味の発言もしました。なるべく借金を残さないという姿勢は必要です。しかし、地方債についていえば説明会の資料にもあるように、「世代間の負担を公平化する機能」を無視するわけにはいきません。借金をして作った施設は子や孫も使います。適切な負担を子や孫に残すことは合理性があります。市長は着任以来三十億円の借金を減らしたと強調しましたが、そのために必要なサービスが低下したり、必要な事業を先送りしたりというのではあまりにも消極的ではないのでしょうか。地方債についての見解を問うものです。

また、市長は、国・地方合わせて一千兆円の借金があることを理由に合併やむなしと強調しましたが、国が今年も国債を三十六兆円も計上したことをどう考えるのでしょうか。借金をつくった大本には、その国がなんら努力せず、地方だけが国のいうままに合併を進めるといふのはどう考えても理不尽ではないでしょうか。合併にほとんど取り組まない県もあることとあわせて市長の見解を問うものです。

次に「新市将来構想」についてです。「これはバラ色の絵を描いて住民の意思を合併に誘うものだ」という批判がありました。これに対して、市長は「バラ色なはずはない。これは両市村の長期計画をまとめたものだ」と反論しました。これは一体どういうことでしょうか。つまり、合併したくてもやるべき事業を「将来構想」と塗り替えただけということではないのでしょうか。

「新市将来構想」とはなにか、厳密な説明を求めます。

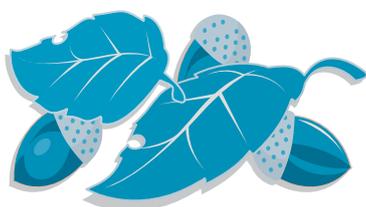
市長の認識は、合併は国の方針、借金を減らすためという理由を除けば、合併特例債を使ってなんらかの事業をしたいということのように見えました。合併特例債は国が地方にしゃぶらせる「アメ」です。しかし、その借金の七割、事業費総額の六十七パーセントを交付税で補填するということ方針は、地方交付税の絶対額が減らされているもとの最後まで守られる保障があるので、南アルプス市が今年

を進めるといふのはどう考えても理不尽ではないでしょうか。合併にほとんど取り組まない県もあることとあわせて市長の見解を問うものです。

「新市将来構想」についてです。「これはバラ色の絵を描いて住民の意思を合併に誘うものだ」という批判がありました。これに対して、市長は「バラ色なはずはない。これは両市村の長期計画をまとめたものだ」と反論しました。これは一体どういうことでしょうか。つまり、合併したくてもやるべき事業を「将来構想」と塗り替えただけということではないのでしょうか。

「新市将来構想」とはなにか、厳密な説明を求めます。

市長の認識は、合併は国の方針、借金を減らすためという理由を除けば、合併特例債を使ってなんらかの事業をしたいということのように見えました。合併特例債は国が地方にしゃぶらせる「アメ」です。しかし、その借金の七割、事業費総額の六十七パーセントを交付税で補填するということ方針は、地方交付税の絶対額が減らされているもとの最後まで守られる保障があるので、南アルプス市が今年



大きな山の向こうの二十数キロメートルに六百戸が散在する地域になることで過疎化する可能性が強いと見ています。「周辺部」になるといふことの中心は、村民にとってくらしの上でも気持の上でも拠り所となってきた役場を失うということとです。私は道志の村民が合併を選択するとは思えません。

都留市にとっては、国の一人以下以下の町村をなくし全国を千の自治体にするという方針を受け入れるとしても合併の必要性は出てきません。それでも合併した場合、単に市民が二千百人増えるだけではありません。

合併後の庁舎を現在の都留市役所とした場合、行政として効率の悪い長大な遠隔地を抱えることになりません。現在の道志村の予算の二割が人件費とみた場合、そのほかの経費を、合併によって将来、交付税が大幅に減らされた予算で賄いきれるかどうか、極めて大きな財政的困難を背負い込むことになるのではないのでしょうか。こうした問題を市長はどう考えているのでしょうか。

最後に、再三のことですが、合併のための作業はやめることを求めます。市長も説明会

で「大義名分がない」「国の方が努力していない」と言いました。大義のない、メリットもないことに大切なお金を使うことはありません。行政がやるべきことはほかにあるはずですが、そもそも「合併が困難な地域」ということで設置された東部広域連合での論議をすすめ、それぞれ自律した市町村が力をあわせて地域の発展をさぐることもっと熱心になるべきではないかという指摘し、質問を終わります。

答 まず、都留市・道志村合併問題に伴う都留道志線のトンネル建設についてであります。

八月九日から二十六日まで、第一回住民説明会を、都留市では九地区八会場、道



志村では四地区四会場において開催いたしました。道志村の各会場では、県道都留道志線の時間短縮のための新トンネル建設問題が中心的な課題であったと認識いたしております。

また、本議会の所信でも述べましたとおり、去る八月三十日開催の任意合併協議会の第五回会議においても、道志村からは、「都留道志線の新トンネル建設問題のメドが立つ前に、法定合併協議会への移行は難しい」という申し入れがあり、法定協議会の設置については、継続審議になっております。

これらは、道志村の新トンネル建設に寄せる熱意と受け止めております。新トンネルの建設問題につきましては、両市村が協同して、県からの情報収集に努める中、その見通しを付けることとした一方で、本市においては、庁内に、「都留市・道志村アクセス道路検討班」を設置し、現在、これらの問題を検討いたしております。

議員ご指摘のとおり、現在の道坂トンネルは、平成二年に山梨県が国庫補助を受け約二十億円の事業費を投入して改良がおこなわれたもので、

また、現在も、国庫補助を受けて防災工事を施工中であります。

そのため、県からは、県の事業として、新トンネル建設に取り組むことは、困難であるとの回答を受けており、詳細については現在調査中でありますが、建設する場合には、新市の単独事業になるものと思われま。

また、人類史的といえる変革が進行する中、特に、人口の減少と高齢化、経済のグローバル化等により、わが国は「うつむきかげん」の経済へと移行し、税収が減少したことに伴い、国・地方共に財政規模の縮小を余儀なくされ、

これまでの国、地方の役割分担や、公共サービスの水準やあり方、また、行政の効率化や透明性の向上、組織機構の適正化などが喫緊の課題となっております。

このたびの住民説明会では、このような時代の潮流を見据えながら、合併問題を考えたいかなければならないことを強調いたしました。

また、地方交付税についてであります。本市におきましては、平成十二年度の四十七億八千万円をピークに、徐々に減額され、平成十六年

度見込みでは三十七億六千万円となり、二十一パーセントの減少であり、また、道志村でも、平成十一年度の十二億三千九百万円をピークとして、平成十六年度見込みは、八億七千七百万円と、二十九パーセントの減少であります。

ご案内のように地方交付税は、基準財政需要額から基準財政収入額を減じた分の財源不足額を交付基準額として、その額が決定されております。

現在、国では、この基準財政需要額の基になる単位費用や、補正係数の引き下げ等による抑制に努めると共に、基準財政収入額につきましては、平成十六年度から、所得譲与税などについて、新たにその七十五パーセントを基準財政収入額に算入するなどの措置が講じられており、結果的に、基準財政需要額と基準財政収入額の差が、次第に縮小するため、理論的には本市への地方交付税が、ゼロになることも考えられます。

しかしながら、現在のところそこまで、基準財政需要額が下がり、行政水準が下がることは考えられませんが、国税五税の一定額を原資する地方交付税特別会計の赤字額を減少すべく、プライマリーバ

ランスの黒字化へ国は全力をあげて取り組んでいるところでありますので、このような厳しい状況は、今後も続くものと予想されます。

本市といたしましても、公共サービスのあり方や水準の見直し、また、行政の効率化など、待ったなしの取り組みが求められており、それらを解決する一つの手段として、市町村合併問題は、避けて通れない課題であると考えております。

次に、地方債についての私の見解についてであります。

現在、国・地方合わせて、約八百四十三兆円にも上る借金を抱えておりますが、本市におきましては、私が市長に就任して以降、一般会計ベースで最大百六十六億円ありました市債残高が、本年度見込み額では、百三十六億円となり一人当たりの市債残高は四十万千円にまで減少し、県内の他市と同レベルの水準にまでになりました。

地方財政法では、地方公共団体の歳出に見合う財源は、原則として地方債以外の地方税等の歳入によらなければならぬことを定めた、会計年度独立の原則を規定しております。

また、但し書きで、災害復旧事業や公用施設等の建設事業費について、例外で地方債をもってその財源とすることができると規定しております。

これは、大規模な施設の建設事業の必要財源を、私たちの時代にだけ求めるのではなく、将来にわたって使用できるものについては、その時代の利用者に適切な負担をしていただく、世代間の負担を公平にするための但し書きであり、赤字を埋め合わせるための公債を容認しているものではありません。

また、国民主権の国家では、課税権を行使するには国民が「税が必要である」と、承諾することが大原則であり、現世代が先送りにした税に対して、将来世代は、承諾を与えることはできません。

承諾していかないツケを子供たちに回すことは、民主主義の根源をゆるがすものだと考えております。

特に、政治や行政に携わる者は、「今がよければいい」「自分たちだけよければいい」という意識を払拭し、現世代において、均衡財政を保つことを基本に、私たちの世代においても、また、子や孫の世代においても真に必要とされ

る事業を実施するために、地方債制度を活用していくべきだと考えております。

次に、「新市将来構想」についてであります。

新市将来構想は、一般的に、法定合併協議会で策定する新市建設計画の基となるまちづくりの基本構想となるもので、新市の合併の効果や課題を明らかにし、新市において取り組むべき施策のあり方と、新市の新しい姿を示すものです。

「都留市・道志村任意合併協議会」で策定いたしました新市将来構想では、新市の将来像として「自然にまなび、歴史にまなぶ交流文化都市」を掲げ、「一体化を進めるまちづくり」「地域の個性を生かすまちづくり」「交流と賑わいのまちづくり」「文化の香り高いまちづくり」「快適で安全なまちづくり」「住民と行政がともに歩むまちづくり」の六つの基本方針と具体的施策が位置づけられております。

これらは、両市村の施策や長期計画等に位置づけられたものをベースにしたもので、両市村の既存の計画を引継ぎながら、新市において取り組むべき施策のあり方と、新市の新しい姿を示したものであり、法定合併協議会において

策定される新市建設計画の基になるものであります。

また、合併特例債は、議員ご指摘のとおり、事業費総額の六十七パーセントは、地方交付税で補填されますが、残り三十三パーセントは借金となりますので、当然のことながら、事業の緊急性や正当性、費用対効果などを踏まえる中、法定合併協議会における新市建設計画の協議を通じ、事業を厳選する中、合併特例債の特典を最大限に生かした、安全で、快適な、表情豊かなまちづくりを注ぐことが求められておりま

す。

いずれにいたしても、地方分権時代にふさわしい個性的で自律的な連帯感あふれる地域社会を実現するため、両市村の将来像をしっかりと見据え、合併に関するあらゆる研究、協議を尽くし、最良の選択ができるよう取り組んでまいります。



請願の審査結果

▼平成十六年請願第三号（採 択）

甲府地方務局都留支局の甲府地方務局大月出張所への

統合に伴う庁舎移転に関する請願

請願者

山梨県都留市境二二〇番地

山梨県司法書士会谷村部会会員

代表者 安 留 武 ほか

▼平成十六年請願第四号（採 択）

「容器包装リサイクル法の見直しを求める意見書」

提出を求める請願

請願者

山梨県都留市四日市場一一〇四

北 村 忠 久

意見書

次の四件が可決され、関係各機関へ送付されました。

議員提出意見書第六号

甲府地方事務局都留支局の甲府地方事務局大月出張所への統合に伴う庁舎移転に関する意見書

今般、民事行政審議会の事務局及び地方事務局の支局又は出張所の適正配置の基準等に関する諮問に対する答申に基づき、甲府地方事務局都留支局を甲府地方事務局大月出張所へ統合し、現在の都留支局を廃止し大月出張所を支局にするという甲府地方事務局の案が示された。

都留支局が所在する当地域は、古くから山梨県富士北麓・東部地域の経済・行政・文化の中心地として栄えてきた歴史と伝統に立脚した地方都市である。

明治十一年には南都留郡役所が置かれ、現在も裁判所・検察庁支部など国の機関、富士北麓・東部地域振興局など県の機関も集中する地域の中心的役割を担い、このような歴史や伝統を背景に発展しており、都留支局の廃止はこれからの当地域発展にとって大きな痛手となる。

また、事務局で扱う登記をはじめとする各種の事務は、社会経済の急激な発展や

議員提出意見書第七号
容器包装リサイクル法の見直しを
求める意見書

二〇〇五年の容器包装リサイクル法の見直し検討開始に向けて、二〇〇三年十月四日には容器包装リサイクル法の改正を求める全国ネットワークが設立され、全国で請願活動が始まった。

一般廃棄物の約六割を占める容器包装のリサイクルを行うため、一九九七年四月に容器包装リサイクル法が施行された。しかしリサイクル率が上がっても、使い捨て型ワンウェイ容器の大量生産・大量使用の構造は見直されず、排出抑制に結びついていないのが現状である。地方自治体は、リサイクルコストの約七割を占める収集・分別・保管を義務づけられ、分別収集に積極的に取り組む地方自治体の財政を圧迫している。

また、これらに要する費用が税金負担の構造では、生産者にもゴミ減量に取り組みインセンティブ(誘因)が働かず、容器選択権のある生産者の責任を明確にしない限り、大量廃棄に代わる大量リサイクルに、際限なく税金を使い続けることになる。

しかもこの法律は、リデュース(発生抑制)、リユース(再使用)、リサイクル(再利用)という3Rの優先順位を明確にしたとされる循環型社会形成推進基本法の精神からも矛盾しており、これらを推進するさまざまな経済的手法や規制的手法(例えば、容器課徴金、デポジット制度、自動販売機規制などを盛り込む視点で見直すことも不可欠である。

さらに、二〇〇三年十一月二十八日には全国市長会も「国の施策及び予算に関する決議要望」廃棄物に関する要望三、容器包装リサイクル法について」を提出している。

記

よって、拡大生産者責任の徹底に基づき、容器包装リサイクル法の改正を求める。

一. 容器包装リサイクル法を改正し、収集・分別・保管の費用を製品の価格に含めること。

二. リデュース、リユース、リサイクルの優先順位で推進する、さまざまな手法を盛り込むこと。

以上、地方自治法第九十九条の規定により意見書を提出する。

平成十六年九月二十四日
都留市議会議長 近藤 明 忠
提出先
衆議院議長、参議院議長、
内閣総理大臣、総務大臣、法務大臣

平成十六年九月二十四日
都留市議会議長 近藤 明 忠
提出先
衆議院議長、参議院議長、
内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、
厚生労働大臣、農林水産大臣、
経済産業大臣、環境大臣

地方分権推進のための「国庫補助負担金改革案」の実現を求める意見書

平成十六年度における国の予算編成は、「三位一体の改革」の名の下に、本来あるべき国・地方を通ずる構造改革とは異なり、国の財政健全化方策に特化されたものと受け取らざるを得ず、著しく地方の信頼関係を損ねる結果となった。

こうした中、政府においては、去る六月四日に「経済財政運営と構造改革に関する基本方針二〇〇四」が閣議決定され、「三位一体の改革」に関連して、概ね三兆円規模の税源移譲を前提として、地方公共団体からの具体的な国庫補助負担金改革を取りまとめることが要請されたところである。

地方六団体は、この要請に対し、去る八月二十四日に、国と地方公共団体の信頼関係を確保するための一定条件を下に、地方分権の理念に基づく行財政改革を進めるため、税源移譲や地方交付税のあり方、国による関与・規制の見直しに関する具体例を含む「国庫補助負担金等に関する改革案」を政府に提出したところである。

よって、国においては、三位一体の改革の全体像を早期に明示するとともに、地方六団体を取りまとめた今回の改革案と我々地方公共団体の思いを真摯に受け止められ、以下の前提条件を十分踏まえ、その早期実現を強く求めるものである。

記

一 国と地方の協議機関の設置
地方の意見が確実に反映することを担保とするため、国と地方六団体との協議機関を設置することをこの改革の前提条件とする。

二 税源移譲との一体的実施
今回の国庫補助負担金改革のみを優先することなく、これに伴う税源移譲、地方交付税措置を一体的、同時に実施すること。

三 確実な税源移譲
今回の国庫補助負担金改革は、確実に税源移譲が担保される改革とする。

四 地方交付税による確実な財政措置
税源移譲額が国庫補助負担金廃止に伴い財源措置すべき額に満たない地方公共団体については、地方交付税により確実な財源措置を行うこと。また、地方交付税の財源調整、財源保障の両機能を強化するとともに、地方財政全体及び個々の地方公共体に係る地方交付税の所要額を必ず確保すること。

五 施設整備事業に対する財政措置
廃棄物処理施設、社会福祉施設等は、臨時的かつ巨額の財政負担となる事業であることから、各地方公共団体の財政規模も考慮しつつ、地方債と地方交付税措置の組合せにより万全の財政措置を講ずること。

六 負担転嫁の排除
税源移譲を伴わない国庫補助負担金の廃止、生活保護費負担金等の補助負担率の切り下げ、単なる地方交付税の削減等、地方への一方的な負担転嫁は絶対に認められないこと。

七 新たな類似補助金の創設禁止
国庫補助負担金改革の意義を損ねる類似の目的・内容を有する新たな国庫

補助負担金等の創設は認められないものであること。
八 地方財政計画作成に当たつての地方公共団体の意見の反映
地方財政対策、地方財政計画の作成に当たつては、的確かつ迅速に必要な情報提供を行うとともに、地方公共団体の意見を反映させる場を設けること。以上、地方自治法九十九条の規定により意見書を提出する。

平成十六年九月二十四日

都留市議会議長 近藤 明 忠

提出先

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、内閣官房長官、金融・経済財政政策担当大臣、総務大臣、財務大臣、経済産業大臣、文部科学大臣、厚生労働大臣、農林水産大臣、国土交通大臣、経済財政諮問会議

議員提出意見書第九号

地球温暖化防止のための森林吸収源対策の確実な推進を求める意見書

我が国の森林は、木材の供給はもとより、国土の保全、良質な水の安定的な確保など、多面的機能を有しており、豊かな国民生活を送る上で欠くことのできないものとなっている。

特に、近年は、地球温暖化の主な原因である二酸化炭素の吸収・貯蔵源としての役割が期待されている。

京都市定書では、我が国が国際的に約束した温室効果ガス削減目標六％のうち、三・九％を森林による吸収量で確保することとしており、目標達成に

は適切な森林整備・保全の推進が不可欠なものとなっている。

しかしながら、我が国の森林整備を担う林業は、国産材の長期的な価格低迷により採算性が大幅に悪化し、必要な間伐などの手入れや植林が行われず、このままでは森林による吸収量の確保ができなくなるばかりか、森林の有する多面的機能が大幅に低下するおそれがある。

このため、森林整備に必要な財源を確保し、国産材の利用促進による森林・林業の活性化を図ることが、山村地域の振興や森林吸収源対策の着実な推進を図る上で極めて重要な課題となっている。

よって、国におかれては、森林整備の諸対策を一層充実させ、森林の多面的な機能を高めることとあわせ、温暖化対策税の創設とその税を森林整備を推進するための新たな財源として位置づけ、地球温暖化防止のための森林吸収源対策の確実な推進と林業の活性化並びに山村振興を図られるよう強く要望する。

以上、地方自治法九十九条の規定により意見書を提出する。

平成十六年九月二十四日

都留市議会議長 近藤 明 忠

提出先

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、農林水産大臣、環境大臣

人事案件

公平委員会委員に

菅谷 仁氏

九月二十四日の本会議で公平委員会委員の選任について、議会の同意を求める議案が提出され、満場一致で菅谷氏が同意されました。

○都留市中央二丁目

六番二二号

菅谷 仁

昭和六年八月三日生

人権擁護委員に

佐藤 烈氏

九月二十四日の本会議で人権擁護委員の推薦について、議会の意見を求める議案が提出され、満場一致で佐藤氏が同意されました。

○都留市鹿留二二一七番地一

佐藤 烈

昭和十五年十月二十五日生

選挙管理委員会委員

及び同補充員の選挙

九月二十四日の本会議において、任期満了に伴い、都留市選挙管理委員会委員及び同補充員の選挙が行われ、次の方々が当選しました。

選挙管理委員会委員

○都留市朝日曾雌一二二番地

日向 金五

大正十五年七月二十四日生

○都留市中央二丁目六番五号

富田 一明

昭和二年六月十六日生

○都留市桂町一〇七五番地

天野 正夫

昭和十一年二月十九日生

○都留市古川渡八六八番地

小俣 健

昭和十五年一月三日生

選挙管理委員会補充員

○都留市田原四丁目一番一五号

根岸 實

昭和四年十二月一日生

○都留市田野倉一〇一九番地二

中村 令吉

昭和四年十二月十九日生

○都留市鹿留六四八番地二

相川 晋

昭和九年八月二十一日生

○都留市中津森八四四番地

前田 正男

昭和十一年十一月十七日生



議会 日誌

7月

2日(金) ○都留市・道志村任意合併協議会第三回将来構想調査研究会

9日(金) ○都留市・道志村任意合併協議会第三回会議

23日(木) ○都留市・道志村任意合併協議会第四回将来構想調査研究会

26日(月) ○リニア中央エクスプレ

27日(火) ○都留市・道志村任意合併協議会第四回会議

28日(水) ○都留市・道志村議員会局同研修会

8月

3日(火) ○大学連絡協議会

4日(水) ~ 6日(金) ○都留市議会議員研修会 (日田市・玉名市)

9日(金) ○九月定例会 (開会)

9日(木) ○九月定例会 (一般質問)

13日(月) ○総務常任委員会

14日(火) ○経済建設常任委員会

15日(水) ○決算特別委員会

16日(木) ○決算特別委員会

17日(金) ○決算特別委員会

24日(金) ○九月定例会 (閉会)

30日(木) ○都留市・道志村任意合併協議会第六回会議

9月

9日(月) ~

◎ 9日(月) 森里地区

◎ 10日(火) 宝地区

◎ 11日(水) 三吉地区

◎ 12日(木) 開地地区

◎ 17日(火)・18日(水) 上谷・中谷・下谷地区

◎ 20日(金) 東桂地区

◎ 21日(土) 禾生地区

12日(木) ○山梨県市議会議員合同研修会 (富士吉田市)

24日(火) ○都留市立病院運営委員会

30日(月) ○都留市・道志村任意合併協議会第五回会議

31日(火) ○議会運営委員会

請願や陳情は、
早めに準備



請願書や陳情書を提出する際は次のことにご注意ください。

○請願書には必ず紹介議員の署名または記名押印が必要ですが、陳情書の場合は不要です。

○請願・陳情者は、住所・氏名を必ず記載し、捺印してください。(連署名も同じ)

○内容が、たとえば教育関係と道路関係が一緒のもの、福祉関係と税務関係が一緒のものなどについては、別の委員会で扱いますので、なるべく別々に分けてお出しください。

○提出日は、特に定めてありませんのでいつでも差し支えありませんが、定例会(三月、六月、九月及び十二月)招集日の四日前の午後五時までに提出されると、その会期内に審議されます。それ以降は、次の議会で審議されることとなりますのでご注意ください。

